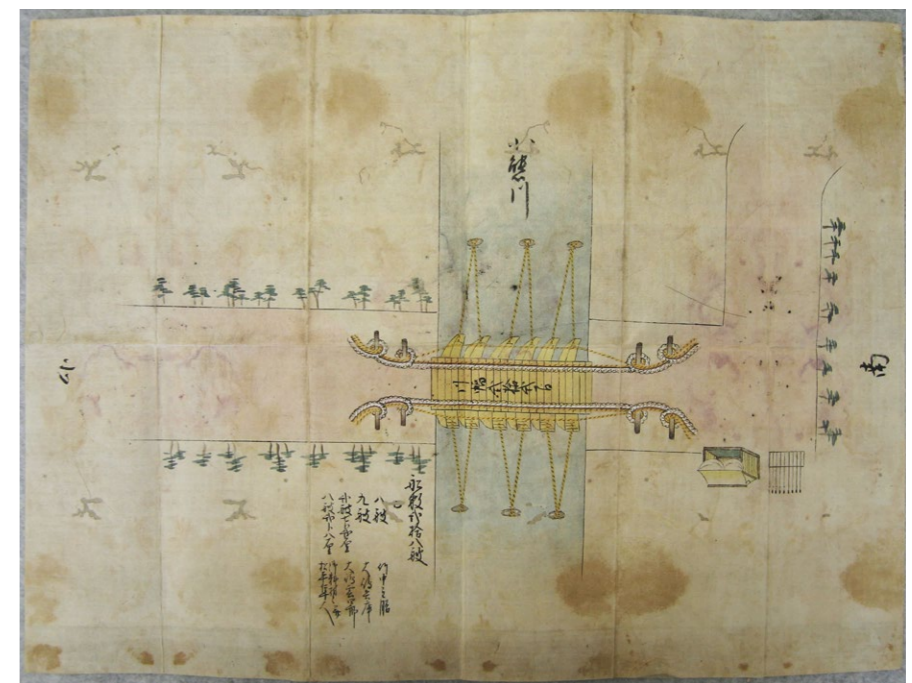
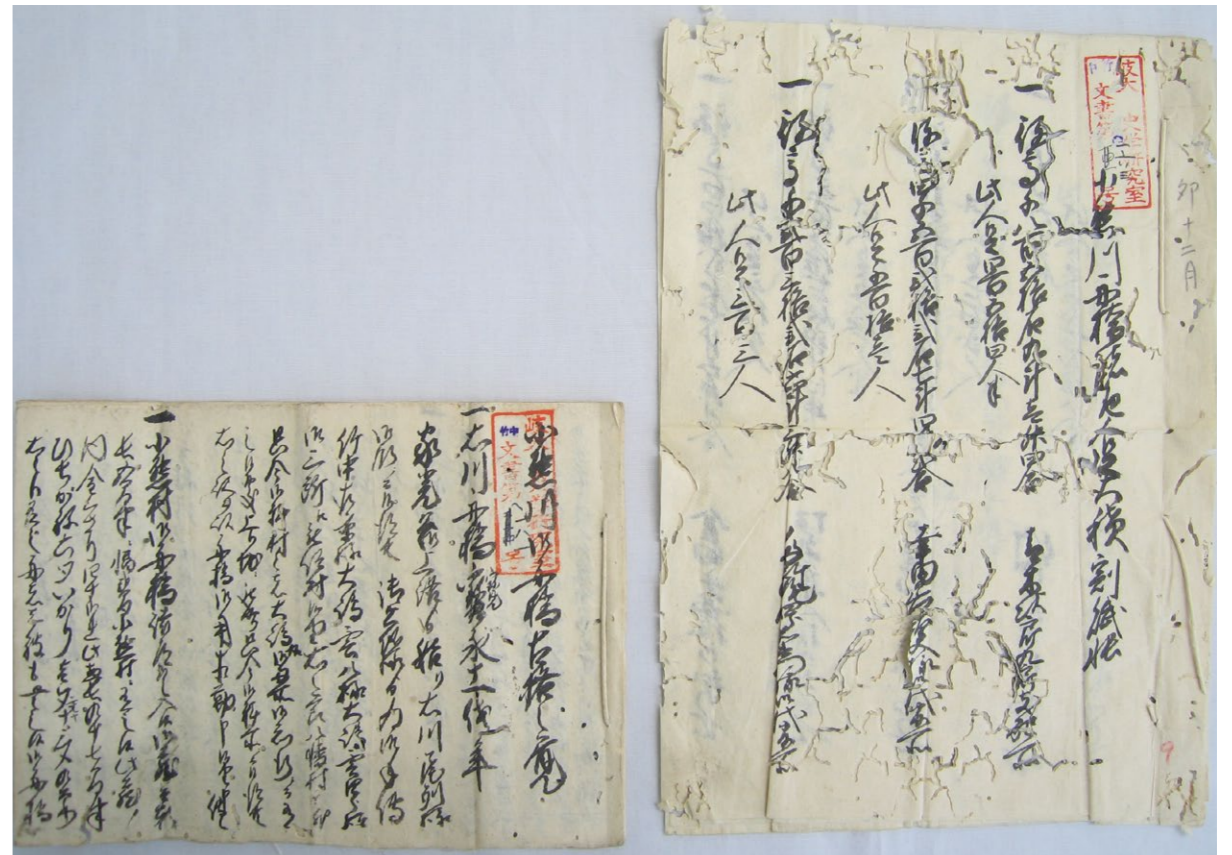


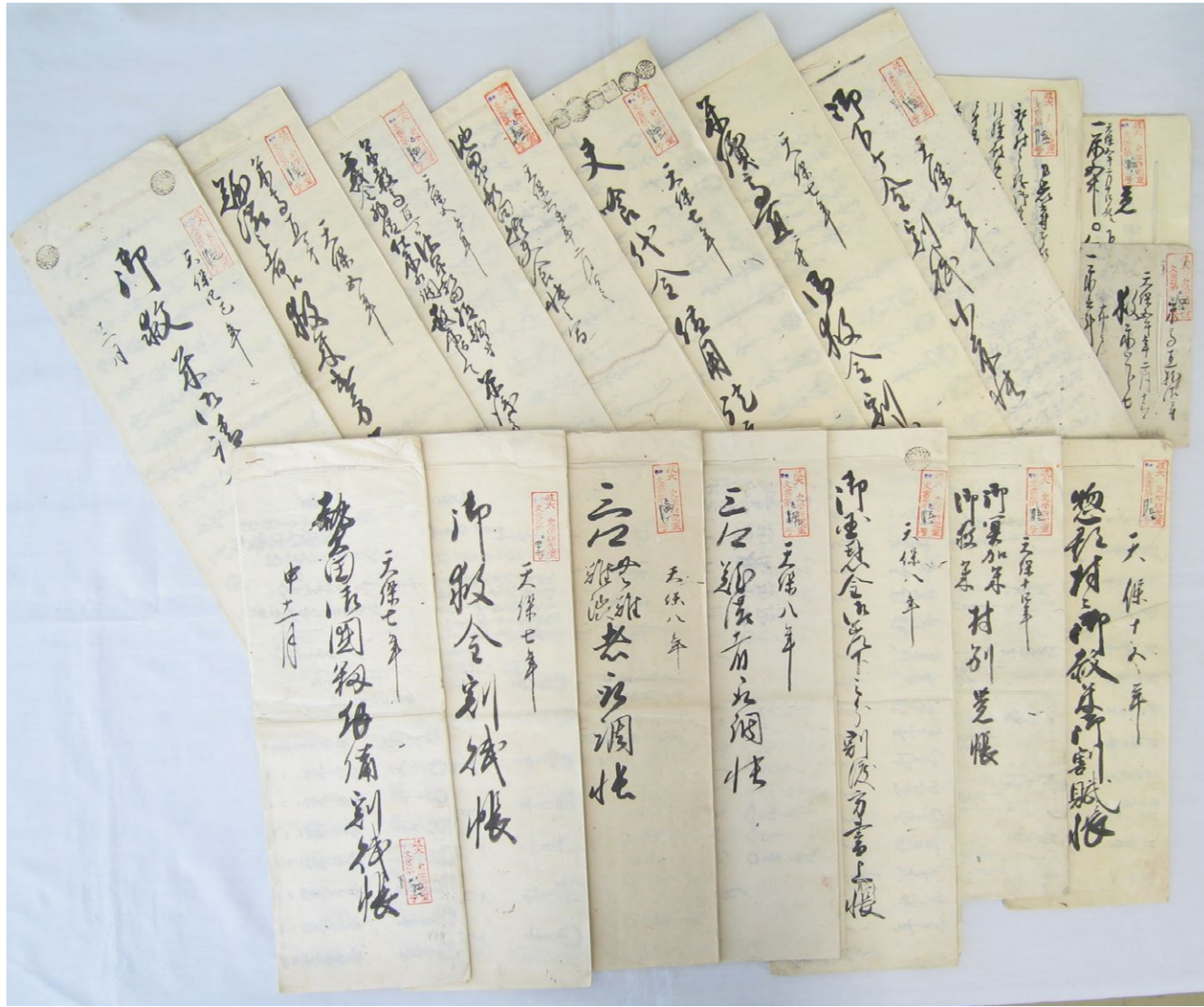
岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(10)

美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録
(その4)



延享4年（1747）12月「小熊川舟橋諸色人足大積割賦帳」（へ163・写真右上）
 年未詳（明和元年以降カ）「小熊川御舟橋古格之覚」（へ181・写真左上）
 寛延元年（1748）「美濃路小熊川船橋絵図」（岐阜県歴史資料館所蔵・写真下）

寛永11年（1634）の徳川家光上洛や、寛延元年（1748）の朝鮮通信使の通行の際、小熊川（現、境川、羽島市）に船橋が架設され、その普請人足を八幡村が負担していたことが確認できる史料である。寛永期の八幡村領主、旗本大島氏が、小熊川船橋普請を請け負ったことによる。その後、八幡村は幕領となったが、「古格」により「舟橋御用」を勤めているのは興味深い。解題に、史料翻刻を一部収録した。



天保の飢饉時の御救関係史料

八幡村における御救について記された、天保4～15年（1833～1844）にかけての史料である（と37～と53）。八幡村では難渋者を、無難・中難・難渋・極難と分け、難渋・極難の家に米などを割り当てた。詳細は、[解題](#)を参照されたい。

目録の刊行によせて

岐阜大学地域科学部 地域資料・情報センター
運営委員（地域科学部准教授） 人見 佐知子

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、地域に関する資料・情報を収集するとともに、それらを学内の教育・研究活動のみならず、広く地域住民が利用できるよう情報の発信につとめています。

その一環として、学内に所在する貴重な地域資料の情報整理・発信を行っています。岐阜大学教育学部郷土博物館には、1万6千点程度の規模に及ぶ美濃国大野郡高屋村（現本巣市）の古田家文書を筆頭に、おおよそ4万5千点に及ぶ近世・近代文書があります。これらの多くは長良川水系流域を中心とした地域の村々の庄屋家の文書であり、当該地域の近世・近代を知る上でたいへん貴重かつ内容豊富な史料です。

これらの史料の大部分については粗々の整理がなされ、岐阜大学教養部教授であった日置弥三郎氏の監修のもと、『岐阜大学教育学部庶民史料目録』(1)～(3)（1967年～1968年）として目録が刊行されています。しかしながら、人員・経費の不足のもとで行われた事情もあり、それらの目録は現在からみると不備が多いことは否めません。また、史料自体の保存状況も良好ではなく、早急の手当を必要としていました。そうした事情から、これらの貴重な史料をより広汎な利用に供し、かつ喫緊の課題である劣化防止の措置をほどこすために、2005年度より、再整理と新規の目録作成とを行ってきました。

これまで、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』(1)～(9)、および同別冊(1)『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵村絵図』を刊行しました。本目録の作成実務は、既刊の目録・図録等に引き続き中尾喜代美が担当しています。また、教育学部事務補佐員の山田美由紀が、史料整理・目録作成の補助にあたりました。

本目録では、前目録に引き続き、八幡村竹中家文書を取り上げます。今回の目録には、八幡村の人びとの暮らしに関わる水利・土木関係の史料、災害・救恤関係の史料などを採録しました。本目録の刊行を期に、史料が広く活用されることを期待しています。

地域資料・情報センターが教育学部と共同でおこなってきた郷土博物館の古文書整理事業は、岐阜大学重点施策推進経費等に支えられてきました。歴史資料の重要性にたいする社会的認識は年々高まってきており、より安定したかたちで永続的に史料を整理・保存・活用するための体制整備を訴えてきましたがしかし、毎年度の運営費交付金削減のあおりをうけて、現状維持どころか来年度以降これまでどおりの活動を継続していくことさえも困難な状況に追い込まれてしまいました。現在岐阜大学は、「学術アーカイブズ」の設置を計画しています（H31年度オープン予定）。郷土博物館の古文書等は、学術アーカイブズに移管の予定かどうかはかかっています。しかしながら、学術アーカイブズの運営構想・計画に、学芸員など専門家の配置は含まれていません。史料は「人につく」といいます。史料を適切に保全し活用する人材がいてはじめてアーカイブズは機能します。アーカイブズが単なる「所蔵庫」となってしまうやしないかと懸念しています。この危惧が杞憂に終わることを願っています。

最後に、本目録の刊行にあたって学内外から多大なお力添えをいただきました。ここに記して心からお礼申し上げます。

目 次

口 絵

目録の刊行によせて

目 次

凡 例

解 題 1

八幡村竹中家文書について

現状記録

八幡村について

竹中家について

概 要

八幡村関連史料

参考文献・参考資料

目 録

へ 「水利土木」 12

と 「災害・救恤」 40

ち 「交 通」 56

目 録 (所在確認分)

は 「村 政」 60

に 「村 経 済」 60

凡 例

- 1 本目録は、岐阜大学教育学部郷土博物館が収蔵する美濃国池田郡八幡村竹中家文書の目録（その4）である。『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その1）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（7）として2015年に、『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その2）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（8）として2016年に、『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その3）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（9）として2017年に刊行した。
- 2 現状において八幡村竹中家文書は、1968年（昭和43）発行『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（3）の通りに配架されており、本目録の配列もそれに従った。1968年発行の目録の凡例を、解題に引用している。史料の一部で、先の目録と異同がある場合、それを備考に記すなどをして適宜対応した。
- 3 目録は、「番号」、「表題」、「年代」、「西暦」、「形態」、「数」、「作成」、「受取」、「備考」の順に記載した。「番号」の頭には、文書の単位記号（「へ」「と」「ち」「は」「に」）を加えている。
- 4 史料中の旧字体や異体字は常用漢字などに改めた。合字の「ㇿ」は「より」と表記した。破損などで判読不明の部分は□（字数が推定できるもの）や〔 〕（字数が推定できないもの）で表現した。判読などに疑問のある文字については（…カ）と記した。
- 5 表題は史料に記載されたものを採用し、補足が必要なものは（ ）を付け、その内容を示した。表題がない史料は〔 〕を付け、仮表題を作成した。所在不明の史料については《 》で示した。
- 6 年代は史料に記載されたものを取り、推定・参考年代は（ ）、（ カ）で記した。
- 7 形態は冊子物では縦・横長・横半・横本・綴などとし、一紙物では一紙・切紙・折紙とした。村絵図などは絵図とした。寸法などは、適宜、備考に記載した。
- 8 作成・受取は、史料に記載された地名・肩書き・人名などを記載したが、多人数の場合、役職・人数などを記し、適宜省略を行った。
- 9 備考には史料の状態（破損など）や、端裏や裏書の記載など、必要と思われる情報を記している。
- 10 史料の保存状態については、現状記録を参照されたい。
- 11 史料の表題・作成・受取などには、身分や職業に関する当時の差別的言辭が含まれる場合もあるが、歴史を科学的に研究する立場から、本目録の作成にあたってはそのまま用いた。
- 12 史料の閲覧の際の連絡先は下記の通りである。

〒501 - 1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部 庶務係

T E L 058 - 230 - 1111 (代)

*史料などの閲覧は、事前予約で対応。詳細は、上記連絡先まで。

解 題

八幡村竹中家文書について

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の美濃国池田郡八幡村竹中家文書とは、18世紀中頃から19世紀末にかけての史料を中心とした、池田郡八幡村（現、揖斐郡池田町）の庄屋を勤めた家の史料である。ただし、竹中家文書以外で博物館に収蔵している史料群の一部も混在している。これらすべてを合わせた史料の総点数は、5,400点を超える。既刊の竹中家文書目録（その1）では、〔い〕土地・〔ろ〕貢租・〔は〕村政の一部分、計848点を、竹中家文書目録（その2）においては、〔は〕村政の一部分と〔に〕村経済の一部分、計639点の史料を、竹中家文書目録（その3）では、〔に〕村経済の一部分・〔ほ〕戸口・〔へ〕水利土木の一部分、計417点の史料を収録した（欠番や所在不明史料は除外）。今回の竹中家文書目録（その4）では、〔へ〕水利土木の一部分・〔と〕災害・救恤・〔ち〕交通の一部分、計279点を収録した（所在不明史料は除外）。また、既刊の目録で所在不明であった史料のうち、整理作業のなかで見つかった22点の史料を、目録（所在確認分）として末尾に収録した。

この文書は、『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』（1968年）として目録が刊行されている。その時の整理の概要は、以下の通りである。

『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』 凡 例

1. 本目録には、岐阜大学教育学部郷土博物館にある、次の7種の文書が収載されている。（地名は現在）
竹 中 家 揖斐郡池田町八幡 購入（中略）
2. 各文書の整理には、江戸と明治の2時代に大別し、江戸時代はその文書の内容によつていくつかの項目を立て、同一項目内はほぼ年代順に配列し、関係文書は一括することにつとめた。その分類項目は各文書ごとに改めて凡例を記して示してある。
3. 明治のものは一括して大体年代順に配列し、文書には「明治」の印を押して江戸のものと区別してある。（中略）
4. 書状など未整理分が、各文書とも相当数残されており、特に明治のものにはその家の私事にわたるものが多いので、それらはすべて整理されていない。

以上文書整理には、さきには史学研究室の岩田喜代子事務官の、のちには田中淳子事務員の協力をえたが、余暇をみてのこととて、本目録も十分な体裁をととのえていない。（日置弥三郎）

「池田郡八幡村 竹中家文書」 凡 例

1. 本文書は旧池田郡八幡村（幕府領で大垣藩預、ほかに若干の大垣藩領）の庄屋竹中家伝来のもので、戦後購入した。これを次の13項目を立てて整理した

〔い〕土 地 〔ろ〕貢 租 〔は〕村 政 〔に〕村 経 済
〔ほ〕戸 口 〔へ〕水利土木 〔と〕災害・救恤 〔ち〕交 通
〔り〕社寺・習俗 〔ぬ〕個人雑事 〔る〕金 融 〔お〕雑
〔明治〕明治時代文書

2. 書状など未整理分が多数残されているが、一応整理したものは約5,400点である。

概要に関しては、文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970年）に収録されている。凡例に、「一、本書は、昭和二八年度以降同四一年度までに、当館より委嘱された地方調査員による近世史料所在調査に関する報告の概要を編集したものである。」とあり、内容は以下の通りである。

文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970年）
 中 部 八四 (昭和三三―15)
 所蔵者 岐阜県岐阜市長良町城ノ内 岐阜大学史学研究室購入（庄屋）
 旧地名 美濃国池田郡八幡村（現岐阜県揖斐郡池田町八幡）（幕領 大部分大垣藩預所）（大垣藩 一部）
 数 量 約七〇冊 約一〇〇〇通
 年 代 元禄頃―幕末 主として江戸後期
 内 容 旧八幡村庄屋竹中弥惣次家文書。年貢免状（元禄元以降）・勘定目録（寛保以降）・皆済目録（宝暦三以降）はじめ、主として後期の貢租・村入用・助郷（中山道垂井宿）・戸口・村法・寺社等に亘る村方一般史料で、特に金地谷粕川出水に係る水害・堤川除御普請及び池田井組の用水・水論関係、詫状・済口証文等諸出入の調停文書が多く、また宝暦一〇、天明八、天保八一―九年の公儀巡見使廻郷の際の一件書類が纏まっている。なお、八幡村のほか、東野・塩田村、池田野新田分の村方史料を含み郡中代勤役書類とも推測される。

竹中家文書は、1958年までには岐阜大学学芸学部（現、教育学部）史学研究室が購入し、1964年に岐阜大学長良キャンパス内（当時、岐阜市長良城之内）に郷土博物館が建設されたため、博物館に収蔵された。5月24日に開館式が行われ、「博物館記録」（『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（4）未報告諸資料・博物館関係資料目録』収録、史料番号：か-5）では、5月27日（水）～28日（木）に「主として史学科関係の所蔵品―考古発掘品、武具類、近世古文書（一部）を本館会議室、図書館などより移転」とある。当時の新聞によると、博物館は鉄筋コンクリート2階建、総面積は約450㎡、1階に収蔵庫・事務室・車庫があり、2階に展示室（84㎡）・特別展示室（40㎡）があった。両展示室は直射日光を避けるよう採光窓を北側取るなどの工夫がされていたようである。

竹中家文書は、1968年刊行『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』の目録作成と前後して、段ボール製文書箱に収納されたと思われる。後に一部の史料は、松田之利氏（当時、岐阜大学教養部）の整理により、ブリキ製の文書箱へ入れ替えられた。その後、岐阜市黒野地区への大学統合移転に伴い、現在は柳戸キャンパス教育学部本館5階の郷土博物館収蔵室に保管されている。整理前の状態として、竹中家文書は、段ボール製文書箱14箱（このうち書状などの未整理分は3箱）・ブリキ製文書箱6箱に収納されていた。

郷土博物館収蔵の八幡村竹中家文書の一部は、『新修大垣市史 史料編』（1968年）や『岐阜県史 通史編 近世上』（1968年）、『岐阜県史 史料編 近世八』（1972年）、『岐阜県史 通史編 近世下』（1972年）、『池田町史 史料編』（1974年）、『池田町史 通史編』（1978年）、『大垣市史 資料編 近世三』（2012年）などで使用されている。ただし史料の中には、現時点において所在が不明な史料がある。

すでに目録は刊行されているが、さらに広範な利用に寄与するため、目録整備と史料保存を目的として、2013年から再整理を開始した。史料の埃を1点ずつ落とし、中性紙仕様の文書封筒・文書箱への入れ替え作業を順次、行っているところである。今回の整理に当たり、史料番号は1968年刊行の目録の通りになっている。

現状記録

中性紙仕様の文書箱に入れ替える前は、段ボール製文書箱14箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）、ブリキ製文書箱6箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）に入れられていた。目録（その1）、目録（その2）、目録（その3）、本目録（その4）に収録した〔い〕土地・〔ろ〕貢租・〔は〕村政・〔に〕村経済・〔ほ〕戸口・〔へ〕水利土木・〔と〕災害・救恤・〔ち〕交通の現状記録の詳細は、以下の表の通りである。

目録（その1）、目録（その2）、目録（その3）、本目録（その4）の発行段階において所在不明の史料番号を以下に記す。

〔ろ〕貢 租：ろ58・ろ234・ろ281・ろ448
 〔は〕村 政：は13・は22・は62・は68・は71・は81・は82・は88・は89・は93・は102・は105・は144・は163・は200・は217・は223・は230・は245・は279・は293・は301・は448
 〔に〕村 経 済：に11・に191～202
 〔ほ〕戸 口：ほ2・ほ40・ほ54・ほ231・ほ236・ほ257・ほ277
 〔へ〕水利土木：へ62-2・へ135・へ196
 〔と〕災害・救恤：と15

また、目録（その1）、目録（その2）、目録（その3）、目録（その4）の欠番は、ろ244・ろ282～ろ300・は403・は494・ほ122である。

箱（箱書・収納史料）	一括状態		
箱1（ブリキ製）	い1～43は袋一括	い21～22は袋一括	
	ろ1～30は封筒・ビニール紐一括	ろ19～27こより紐一括	
	ろ31～42・44～57・59～60は封筒・ビニール紐一括		
	ろ61～90は封筒・ビニール紐一括		
箱書「八幡村 竹中文書（一）（い）土地（ろ）貢租1～」	ろ91～118は封筒・ビニール紐一括		
	ろ119・121～150は封筒・ビニール紐一括	ろ147・148はこより紐一括 ろ149・150はこより紐一括	
	ろ151～177は封筒・ビニール紐一括	ろ171～173はこより紐一括	
	ろ177～195はビニール紐一括		
箱書「八幡村 竹中文書（二）（ろ）貢租151～458」	ろ196～208は封筒一括	ろ201・202は紐一括	
	ろ209～233・235～238はビニール紐一括		
	ろ239～243・245～260は封筒一括	ろ239・240はこより紐一括 ろ241～243はビニール紐一括 ろ246-1～250はビニール紐一括	
	ろ261～280は封筒・ビニール紐一括		
	ろ301～400はビニール紐一括		
	ろ401～410は封筒・ビニール紐一括		
	ろ411～418・420～425・427～438は封筒一括	ろ429～432は袋・こより紐一括	
	ろ439～447・449～458はビニール紐一括	ろ453～458はこより紐一括	
	ろ151～233・235～243・245～280・301～447・449～458		

箱3 (ブリキ製)	ろ 459～479 は封筒一括	ろ 459～464 はこより紐一括 ろ 465～468 はこより紐一括
	箱書「八幡村 竹中文書(三) 貢租(ろ) 460～544 戸口(ほ) 1～284 災害(と) 1～95」	ろ 480～544 は封筒一括 ろ 480～485 はこより紐一括 ろ 513～533 はビニール紐一括 ろ 534～540 はビニール紐一括
ろ 459～544、ほ 1・3～39・41～53・55～121・123～230・232～235・237～251・254～256・258～276・278～284、と 1～14・16～94	ほ 1・3～30 は封筒一括	
	ほ 31～39・41～53・55～100 は封筒一括	ほ 32～34 はこより紐一括 ほ 35～39・41～53・55～64 はこより紐一括 ほ 65～75 はこより紐一括 ほ 76～100 はこより紐一括
ほ 101～121・123～200 は封筒一括	ほ 101～121・123～200 は封筒一括	ほ 102～117 はこより紐一括 ほ 118～121 はこより紐一括 ほ 123～132 はこより紐一括 ほ 133～137 はこより紐一括 ほ 135・136 はこより紐一括 ほ 138～140 はこより紐一括 ほ 141～149 はこより紐一括 ほ 141・142 はこより紐一括 ほ 150～154 はこより紐一括 ほ 155～167 はこより紐一括 ほ 168～171 はこより紐一括 ほ 172～178 はこより紐一括 ほ 179～183 はこより紐一括 ほ 185～191 はこより紐一括 ほ 193～195 はこより紐一括 ほ 196～199 はこより紐一括
	ほ 201～230・232～235・237～251・254～256・258～276・278～284 は封筒一括	ほ 201・211 はこより紐一括 ほ 212・213 はこより紐一括 ほ 214～216 はこより紐一括 ほ 217～220 はこより紐一括 ほ 221～230・232・233 はこより紐一括 ほ 234・235 はこより紐一括 ほ 237～241 はこより紐一括 ほ 242～244 はこより紐一括 ほ 247・248 はこより紐一括 ほ 262～265 はこより紐一括 ほ 266～276・278～284 はビニール紐一括
と 1～14・16～94 はビニール紐一括	と 1～14・16～94 はビニール紐一括	と 61～77 は紐一括 と 83～94 はこより紐一括

箱4 (ブリキ製)	は 1～12・14～20 は封筒一括	は 9～11 はこより紐一括
	箱書「八幡村 竹中文書(四) 村政(は) 1～124」	は 21・23～30 は封筒一括 は 31～47 は紐一括 は 48～60 は封筒一括 は 61・63・65～67・69・70・72～80・83～87・90 は封筒・ビニール紐一括。 は 91・92・94～99 は封筒一括
は 1～12・14～21・23～61・63・65～67・69・70・72～80・83～87・90～92・94～101・103・104・106～122	は 100・101・103・104・106～122 は封筒・ビニール紐一括	
箱5 (ダンボール製)	は 123～137・139 はビニール紐一括	は 123～129 は袋一括
	箱書「八幡村 竹中文書(五) 村政(は) 125～290」	は 138・140～143・145～162・164～171・203 はビニール紐一括 は 172～176・178～199・201 はビニール紐一括
は 123～143・145～162・164～199・201～216・218～222・224～229・231～244・246～278・280～290	は 202・204・206～209・211～216・219 は紐一括 は 218・220～222・224～229・231・232・237～242・246・247 はビニール紐一括 は 250～268・275～278・280～290 はビニール紐一括 は 269～274 は袋一括	は 241・242 はこより紐一括 は 228-2～-8 は袋(は 228-1) 一括 は 283-1～-8 はビニール紐一括
箱6 (ダンボール製)	は 291・292・294～300・302～307・309・447 はビニール紐一括	
	箱書「八幡村 竹中文書(六) 村政(三)(は) 291～499 止」	は 310～318・ぬ9 はビニール紐一括 は 319～324・328～339 は袋一括 は 325～327・342・358～361・ほ 252・253 は袋一括
は 291・292・294～300・302～402・404～447・449～493・495～503・ほ 252・253	は 340・341・343～357 はビニール紐一括 は 362～367 は袋一括 は 368～376 はビニール紐一括 は 377～379 はビニール紐一括 は 380～383・385～399・409～412・417 はビニール紐一括 は 400・401・401-1・404～408・413～416・418～421・384・422・424 はビニール紐一括 は 425～は 446・は 308・449～451 はビニール紐一括 は 452～457・476・458～461・466～470 はビニール紐一括 は 463～465 はビニール紐一括 は 471～474 はビニール紐一括 は 475・477～493・495～502 はビニール紐一括	は 367・367-1～-6 はこより紐一括 は 429・430 はこより紐一括 は 439・440 はこより紐一括 は 441～444 はこより紐一括 は 449～451 はこより紐一括 は 466～468 はこより紐一括 は 487-1～-13 は袋・こより紐一括

箱7 (ダンボール製)	に 2～10・12～14・19～54 はビニール紐一括		
箱書「八幡村 竹中文書(七) 村経済(全)(に) 1～161 止」	に 56～81・83・82・84～86・99・87～98 はビニール紐一括	に 67～69 は紙紐一括	
に 1～10・12～123・134～190・203～212・は 64	に 152・153・158・160～190・203～212 はビニール紐一括	に 178～190・203～212 はこより紐一括	
		に 179～185 はこより紐一括	
		に 186・187 はこより紐一括	
		に 203～212 はこより紐一括	
	に 130・134～151・154～157・159 はビニール紐一括		
	に 100～111・117～123 はビニール紐一括	に 108～110 は紙紐一括	
箱8 (段ボール製)	へ 1～40 はビニール紐一括		
箱書「八幡村 竹中文書(八) 治水土木(全)(へ) 1～196 止」	へ 41～79 はビニール紐一括	へ 51～54 はこより紐一括	
	へ 80～99 はビニール紐一括	へ 83・84 はこより紐一括	
		へ 85～87 はこより紐一括	
		へ 90～94 はこより紐一括	
		へ 98・99 はこより紐一括	
	へ 100～120 はビニール紐一括	へ 109・109-1 は重ね折り一括	
		へ 119・120 はこより紐一括	
	へ 121～134・136～139 はビニール紐一括	へ 125・126 はこより紐一括	
		へ 132～134 は袋一括	
	へ 140～142・147～181 はビニール紐一括	へ 141・142 はこより紐一括	
	へ 143～146 はこより紐一括		
	へ 182～へ 195・へ 197～233 はビニール紐一括	へ 182～へ 195・へ 197～233 はビニール紐一括	へ 211～223 はこより紐一括
			へ 224～233 はこより紐一括
へ 225・226 はこより紐一括			
へ 228・229 はこより紐一括			
箱9 (段ボール製)	ち 6・7 は袋一括		
箱書「八幡村 竹中文書(九) 交通(全)(ち) 1～252 止」	ち 11・12・14～20 はビニール紐一括		
	ち 21～29 はビニール紐一括		
	ち 31～48・50～69 はビニール紐一括		
	ち 70～84 は袋一括	ち 81・82 はこより紐一括	
	ち 85～113 はビニール紐一括	102・103 はこより紐一括	
	ち 114～124 はビニール紐一括		
	ち 126～135・137 は袋一括	131・132 は紙紐一括	
	ち 166・140・143・138・139・144・147～150・152～163・165・169 は紙紐一括	ち 154～158 は袋一括	
	ち 167・168・170～191 はビニール紐一括		
	ち 1～231		

八幡村について

現在、八幡村は、岐阜県揖斐郡池田町の南東部、揖斐川右岸に位置する。江戸時代において、東は一色村・末守村（ともに現、安八郡神戸村）、南から南西にかけては片山村（揖斐郡池田町）、北西は青柳村（揖斐郡池田町）、北は六之井村（揖斐郡池田町）と境を接していた。粕川・金地谷川が村の南西部に流れ、御普請による堤防が築かれていた（目録（その1）口絵、目録（その2）口絵参照）。

竹中家について

竹中家は、寛永期に幕府領（大垣藩預所も含む）となった八幡村の庄屋を勤めた家である。文書群全体の整理が出来ていないため、竹中家については今後の目録で詳述したい。竹中家は、七代目竹中与惣治の時に、八幡村ではじめて庄屋役を勤めた。〔へ〕「水利土木」にある寛保2年（1742）の水論関係史料に、その名が見える。九代目竹中与惣治については、既刊の目録解題を参照されたい。

概要

竹中家文書は、現状において『岐阜大学教育学部 庶民史料目録(3)』の通りに配架されており、整理にあたってはその配列を踏襲した。竹中家文書目録（その1）では、〔い〕「土地」（い1～い43）・〔ろ〕「貢租」（ろ1～ろ544）の全てと、〔は〕「村政」の一部（は1～は237）までを収録した。竹中家文書目録（その2）では、〔は〕「村政」の一部（は238～は503）と、〔に〕「村経済」の一部（に1～に173）を収録した。竹中家文書目録（その3）では、〔に〕「村経済」の一部（に174～に228）・〔ほ〕「戸口」（ほ1～ほ284）の全てと、〔へ〕「水利土木」の一部（へ1～へ89）を収録した。本目録では、〔へ〕「水利土木」の一部（へ90～へ235）、〔と〕「災害・救恤」（と1～と95）の全て、〔ち〕「交通」の一部（ち1～へ19）を収録した。

目録（その1）で見当たらなかった「は64」については、〔に〕「村経済」が収納されていた段ボール製文書箱（箱7）に混入していた。目録（その2）で行方不明となっていた「に124～に133」は、博物館史料修理室に保管されていた段ボール箱に収納されていた。そこに、〔り〕「社寺・習俗」の史料も多数入っていた。これまでの目録で、「は64」「に124～に133」は所在不明としていたが、現物の確認ができたので、「所在確認分」として本目録の末尾に収載した。今回は、「水利土木」・〔と〕「災害・救恤」、現物が確認できた〔は〕村政・〔に〕村経済の概要について記す。

【へ】「水利土木」

寛保2年（1742）・宝暦2年（1752）・安政2年（1855）・文久元年（1861）にかけての金地谷川通りの籠出しをめぐって発生した八幡村と片山村と争論に関わる史料が多数ある（へ1～へ6・へ8～へ16・へ35～45・へ137～へ140など）。金地谷・粕川通りは出水による破損が頻繁で、堤防普請に関する史料が多数残されている。八幡村以外の村々の水論も散見するが、9代目竹中与惣治が争論の取巻人として関与したためと思われる。

八幡村は、朝鮮通信使の通行時に、小熊川（現、境川）船橋普請の人足役を負担していた。寛永期の徳川家光上洛時に旗本大島家などが、小熊川船橋の普請を負担したことによる（へ181）。「小熊川舟橋諸色人足大積割賦帳」(へ163)に、八幡村の人足数が記されており、翻刻を収載した(参考資料①)。天保4年(1833)の笠松陣屋堤方役所の類焼に伴い、役所普請金割合を示した廻状が残されている（へ95）。

村内の橋や井堰、道などの普請の請負証文が50点程残されている。費用は普請の前と後に支払われ、10か年など複数年で請負い、その年数内で破損した場合は、「早速造作」「何時にても仕立て」などと記されている（へ182～へ233）。

参考資料① 竹中家文書 延享4年(1747)「小熊川舟橋諸色人足大積割賦帳」(へ163)

【と】「災害・救恤」

明和8年(1771)4月下旬～6月中旬は、日照りや数度のいもち虫による損毛のため、大津役所へ検見願いが出された(と1)。安永5年(1776)には、東野村・八幡村の麦作菜種に病気が発生し、百姓夫食が困難との申上書が出されている(と2)。また、天明・天保の飢饉に際しての御救いに関連する史料が多数残されている(口絵2参照)。天保の飢饉では、難渋者を村役人が仕分けし、救米などを渡した。天保8年(1837)「八幡村三郷無難難渋者取調帳」(と48)から、八幡村の難渋者は、無難・中難・難渋・極難の4段階に分けられていることが確認できたので、その軒数を一覧にした(参考資料②)。

村内の個人宅からの出火後、村役人宛に作成された12点の一札が残されている(と83～と94)。出火の原因は灰入瓶で、消し止めて類焼は無かった旨や、以後は組内・親類・屋敷一同で火元を用心するといった内容が記されている。

【は】【に】(所在確認分)

「は64」は、表紙に「青墓村一件」と記され、村懸り金・質物金・頼母子金・相対金などが書きつけられた帳面である。

文化元年(1804)以降、八幡村は大垣藩預所となり、9代目竹中与惣治は、大垣藩預所の組合村(三番西組)の割元を勤めていた。「に124～に133」は、天保12～13年(1841～1842)にかけての、組合村に関わる史料である。

八幡村関連史料

- 岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の美濃国本巣郡長屋村長屋家文書に、明治10年・明治11年(1877・1878)の八幡村関係の史料が残されている(史料番号:明治547～明治550・明治553～明治555・明治558)。本目録の八幡村竹中家文書の一部であったものが、史料整理の過程で混入した可能性がある(『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(6)美濃国本巣郡長屋村長屋家文書目録』参照)。
- 岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の博物館第2収蔵室諸資料に、「池田郡八幡村早稲方絵図」などの八幡村関係絵図が残されていた(史料番号:い-6-1～い-6-9-2・い-6-13・い-6-14・け1-1)。本目録の八幡村竹中家文書の一部であったものが、史料整理の過程で混入した可能性がある(『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(4)未報告諸資料・博物館関係資料目録』参照)。
- 立教大学図書館に、美濃国池田郡八幡村竹中家文書が所蔵されている。この史料目録は、立教大学図書館のホームページ(地方古文書総目録)から確認することが可能である(2018年2月現在)。点数は多くはないが、伊能忠敬の測量通行に関係する史料が主なものである。
- 岐阜県歴史資料館所蔵の「明治期岐阜県庁事務文書」中に、天保9年(1838)・明治5年(1872)の八幡村明細帳や、明治14年(1881)の各村略誌などが収められている。
- 名古屋大学附属図書館所蔵の西高木家文書に、八幡村と片山村との水論関係の史料が残されている。

参考文献・参考資料

- 『池田町史 史料編』1974、『池田町史 通史編』1978
- 『岐阜県史 史料編近世一』1965、『岐阜県史 史料編近世二』1966、『岐阜県史 史料編近世八』1972
- 『岐阜県史 通史編近世上』1968、『岐阜県史 通史編近世下』1972
- 『新修大垣市史 史料編』1968、『新修大垣市史 通史編一』1968

【解説】朝鮮通信使の通行時、小熊川(境川)の船橋普請の人足の割当てを記したもので、八幡村は、303人の人足を負担していた。朝鮮通信使が小熊川船橋を通行したのは、宝暦14年(1764)で最後となるが、天保期の八幡村明細帳(は325)に、船橋役の負担について、記述が見える。

小熊川舟橋諸色人足大積割賦帳	
一 役高千八百五拾石九斗壹升四合 此人足四百五拾四人半	青木次郎九郎支配所
一 役高四千五百式拾貳石七斗四升貳合 此人足千百拾壹人	幸田善太夫様御代官所
一 役高千貳百三拾貳石六斗三升八合 此人足三百三人	多羅尾四郎右衛門様御代官所
一 役高百四拾貳石七斗五升九合 此人足三拾五人	金田采女様御知行所
一 役高三百九拾七石貳斗四升 此人足九拾七人半	松平隼人様御知行所
一 役高貳千八百五拾六石九斗九升貳合六夕 此人足七百貳人	大嶋雲八様御知行所
一 役高五千石 此人足千貳百貳拾八人半	竹中左京様御知行所
一 役高千五百石 此人足三百六拾八人半	大嶋雲四郎様御知行所
役高合壹万七千五百三石貳斗八升五合六夕 此人足四千三百人	但 高百石ニ付人足貳拾四人半
此割賦	
高千貳百三拾貳石六斗三升八合 一 人足三百三人	池田郡八幡村
右之通小熊川舟橋懸渡人足大積割賦、書面之通御座候、御支配所村々江御触可被成候、右小熊川ニ□相詰候 役人中より改□□□差出□由可申□□笠松御役所江申来候、彼地ニ相詰□役人指図次第人足無遅滞差出可 申候、以上	
卯十二月	信楽役所(印)
	濃州池田郡八幡村 庄屋 年寄

参考資料② 天保8年(1837)八幡村難渋者一覧

【解説】天保8年(1837)「八幡村三郷無難難渋者取調帳」(と48)から作成したものである(『岐阜県史 史料編近世八』所収、pp.520～524)。天保8年(1837)正月17日に、与惣治ら村役人6人が立ち会い、八幡村の集落(本村・下村・西江渡)ごとに、難渋者を調べている。御救米が渡された難渋・極難の家は、全体の半分以上となる。

	無難(軒)	中難(軒)	難渋(軒)	極難(軒)	計(軒)
本村：14軒	0	5	3	6	本村 合105軒 無難：20 中難：22 難渋：31 極難：32
同上：16軒	4	2	3	7	
同上：11軒	2	5	2	2	
同上：14軒	3	1	3	7	
同上：15軒	5	2	5	3	
同上：16軒	3	3	7	3	
同上：18軒	3	4	7	4	
同上：1軒	0	0	1	0	
下村北瀬古：17軒	7	4	2	4	下村 合47軒 無難：18 中難：9 難渋：10 極難：10
下村東瀬古：13軒	9	0	1	3	
下村南瀬古：16軒	2	5	6	3	
下村：1軒	0	0	1	0	
西江渡中屋敷：10軒	4	3	0	3	西江渡 合21軒 無難：9 中難：4 難渋：3 極難：5
西江渡西屋敷：11軒	5	1	3	2	
3か村合計172軒	47	34	44	47	
大垣領本村：10軒	5	0	0	5	大垣領 合15軒 無難：8 中難：0 難渋：0 極難：7
大垣領西江渡：5軒	3	0	0	2	

目 録

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 90	奉差上済口証文之事（牛牧村・内野新田、犀川などに囲まれ上郷余水を田場へ流し悪水吐樋より川へ落とす処、川底嵩み水損続きにて、牛牧村・内野新田と上郷の十九条・十八条村地内へ新江自普請目論見、十九条村承引せずの処、熟談につき）	天保二卯年四月	1831	一紙	1
へ 91	牛牧村・十九条村・十八条村新江絵図（新江出来の上、双方立合い有形認め、済口本証文通り新江添江の間尺・定杭高低寸間まで永く守り、後証として立入人連印の絵図面取替しにつき）	天保三辰年四月	1832	一紙	1
へ 92	差出申一札之事（十九条・牛牧・十八条村々、新江堀立て五六川通りへ悪水落し、水難遁れの見込みにて牛牧村より目論見の処、承服せず察当にて赦免願いにつき）	（天保2年）卯五月	1831	一紙	1

作 成	受 取	備 考
本巢郡牛牧村并内野新田庄屋九郎兵衛、同断理右衛門、年寄勘三郎、同断武左衛門、百姓代五郎兵衛、高持惣代久右衛門、同郡十九条村庄屋権左衛門、同断祐平、年寄喜左衛門、百姓代忠左衛門、高持惣代久作、三測土佐守知行所同郡同（十九条）村庄屋伸太郎、高持惣代孫平、奥山主税助知行所同郡同（十九条）村庄屋幾右衛門、組頭茂助、高持惣代兵右衛門、同断庄右衛門、同断弥藤次、年寄茂平、同断梶平、百姓代与作、同断勇平、同郡同（十八条）村南組庄屋伝左衛門、年寄金左衛門、百姓代助市、同（十八条）村南組兼帯生津村徳右衛門、同断上本田村源右衛門、立入人同郡只越村庄屋十郎兵衛、同断方県郡芦敷村庄屋平八、同断池田郡八幡村庄屋与惣次、同断本巢郡生津村庄屋徳右衛門	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「天保二卯年四月 牛牧村・十九条村・十八条村新江済口証文」、「本巢郡牛牧村并内野新田庄屋九郎兵衛（印）、同断理右衛門（印）、年寄勘三郎（印）、同断武左衛門（印）、百姓代五郎兵衛（印）、高持惣代久右衛門（印）、同郡十九条村庄屋権左衛門（印）、同断祐平（印）、年寄喜左衛門（印）、百姓代忠左衛門（印）、高持惣代久作（印）、三測土佐守知行所同郡同（十九条）村庄屋伸太郎（印）、高持惣代孫平（印）、奥山主税助知行所同郡同（十九条）村庄屋幾右衛門（印）、組頭茂助（印）、高持惣代兵右衛門（印）、同郡十八条村北組庄屋七右衛門（印）、同断庄右衛門（印）、同断弥藤次（印）、年寄茂平（印）、同断梶平（印）、百姓代与作（印）、同断勇平（印）、同郡同（十八条）村南組庄屋伝左衛門（印）、年寄金左衛門（印）、百姓代助市（印）、同（十八条）村南組兼帯生津村徳右衛門（印）、同断上本田村源右衛門（印）」から「御立入人本巢郡生津村徳右衛門殿、同断池田郡八幡村与惣次殿、同断方県郡芦敷村平八殿、同断本巢郡只越村十郎兵衛殿」宛の奥書きあり、奥書に「…御役所江奉差上候済口証文写ニ致調印為後証差出置…」とあり
牛牧村庄屋九郎兵衛（印）、同断理右衛門（印）、年寄勘三郎印、十九条村庄屋権左衛門（印）、同断祐平（印）、年寄喜左衛門（印）、庄屋伸太郎（印）、同断幾右衛門（印）、十八条村兼帯庄屋源右衛門（印）、庄屋七右衛門（印）、同断伝左衛門（印）、立入人生津村庄屋徳右衛門（印）、同断八幡村庄屋与惣次（印）、同断芦敷村庄屋平八（印）、同断只越村庄屋十郎兵衛（印）		端裏貼紙「天保二卯年四月 牛牧村・十八条村・十九条村新江絵図」、表題は端裏より
十九条村庄屋権左衛門（印）、同断祐平（印）、年寄喜左衛門（印）、百姓代忠左衛門（印）	御詫人八幡村与惣次殿、同断只越村十郎兵衛殿	端裏貼紙「天保二卯年五月 十九条村より一札」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ93	乍恐以書付御詫奉申上候（十九条・牛牧・十八 条村々、新江堀立て五六川通りへ悪水落し、水 難遁れの見込みにて牛牧村より目論見の処、承 服せず察当にて勘弁願ひにつき）	（天保2年）卯五月	1831	一紙	1
へ94	差上申御請書之覚（十九条村方・牛牧・十八 条村とも新江堀の儀、熟談の処、差障り申立て察 当にて詫び願ひ、以後心得違ひあらば宥免無く 僉議につき）	（天保2年）卯五月	1831	一紙	1
へ95	笠松堤方御役所御普請一件覚帳（正月29日笠 松出火、堤方役所類焼にて御普請目論見の処、 凡金百五、六十両掛り、定式御普請掛村々・川 通附村々へ先例の通り金高割合につき廻状）	天保四年巳二月	1833	横長	1
へ96	奉差上済口証文之事（天保2年よりの牛牧・ 十九条村新江など普請出来の処、高道通水吐処 間数見様し方諸取締りの儀、差揉め、十九条村 庄屋兩人より大垣預役所へ出願の処、熟談につ き）	天保五甲午年九月	1834	一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村庄屋与惣次、只越村庄屋十郎 兵衛	大垣御預御役所	端裏「天保二卯年五月 十九条村御詫願下」
十九条村百姓代忠左衛門、年寄喜左 衛門、庄屋権左衛門、同断祐平、詫 人只越村庄屋十郎兵衛、同断八幡村 庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏「天保二卯年五月 十九条村御請書写」
笠松支配所各務郡前野村小川億助、 信楽支配所石津郡沢田村日比野忠兵 衛、大垣御預所池田郡八幡村竹中 与惣次、尾州御料多芸郡船附村谷伝之 右衛門	御村々御庄屋中	破損あり、取扱注意、表紙「八幡村与惣治扣」
奥山佐渡守知行所十九条村庄屋幾右 衛門、組頭茂助、高持惣代兵右衛門、 三洲土佐守知行所同（十九条）村庄 屋伸太郎、組頭藤九郎、高持惣代孫 平、大垣御預所同（十九条）村庄屋 権左衛門、庄屋祐平、年寄喜左衛門、 百姓代忠左衛門、高持惣代久作、同 御預所牛牧村庄屋九郎兵衛、庄屋利 右衛門、同見習九左衛門、年寄武左 衛門、年寄勘三郎、百姓代五郎兵衛、 奥山佐渡守知行所立入人山県郡古市 場村弥平次、三洲土佐守知行所江立 入人野田斧吉御郡代所右同断同郡溝 口村四郎三郎、大垣御預所右同断本 巢郡只越村十郎兵衛、右同断方県郡 芦敷村平八、右同断池田郡八幡村与 惣次	大垣御預御役所	破損あり、端裏貼紙「天保五年八月 牛牧村 新江見様シ入組済口」、「十九条村庄屋幾右衛門 （印）、組頭茂助（印）、高持惣代兵右衛門（印）、 同（十九条）村庄屋伸太郎（印）、組頭藤九郎 （印）、高持惣代孫平（印）、同（十九条）村庄屋 権左衛門（印）、庄屋祐平（印）、年寄喜左衛門 （印）、百姓代忠左衛門（印）、高持惣代久作（印）、 牛牧村庄屋九郎兵衛（印）、庄屋利右衛門（印）、 同見習九左衛門（印）、年寄武左衛門（印）、年 寄勘三郎（印）、百姓代五郎兵衛（印）」から「御 立入人八幡村与惣次殿、右同断芦敷村平八殿、 右同断只越村十郎兵衛殿、右同断溝口村四郎三 郎殿、右同断古市場村弥平次殿」宛の奥書きあり、 奥書に「…御役所江奉差上候済口証文写二致調 印為後証差出申…」とあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 97	〔去辰年新江添口出来、高道通り水吐所見様方・高下締りの定杭など差採めの処、熟談にて定杭建て池成畑方取払いの場所など明細記載絵図〕	天保五午年九月	1834	絵図	1
へ 98	奉差上済口一札之事（別府村地内中川西田場、居村より隔たり行き通い難く出屋敷新規に築き引き移りの処、只越村地境際にて差障り出水の節難渋につき内輪熟談につき）	天保五午年九月	1834	一紙	1
へ 99	〔別府村中川西田所への出屋敷にて、只越村差障りの処、熟談にて定杭打建て郷境辺畑・溝筋道通りその外屋敷取など記載絵図〕	天保五午年九月	1834	絵図 (包紙共)	1
へ 100	別府村出屋敷只越村差障場見分中手扣	天保五午年九月	1834	横半	1
へ 101	堤川除御普請ヶ所書上帳（破損所出来にて御普請願いにつき）	天保六未年閏七月	1835	横長	1
へ 102	御普請箇所附帳（御料所古堤など、御料・私領立会砂石留など、金地谷・粕川通り普請願いにつき）	天保六年未八月	1835	横長	1
へ 103	金地谷并粕川通御普請二付金銭取替覚帳	天保六年未八月	1835	横長	1

作 成	受 取	備 考
牛牧村庄屋九郎兵衛(印)、同断利右衛門(印)、同見習九左衛門(印)、年寄勘三郎(印)、十九条村庄屋権左衛門(印)、同断祐平(印)、年寄喜左衛門(印)、百姓代忠左衛門(印)、高持惣代久作(印)、同村庄屋伸太郎(印)、組頭藤九郎(印)、同村庄屋幾右衛門(印)、組頭茂助(印)、立入人八幡村与惣次(印)、右同断芦敷村庄屋平八(印)、右同断只越村庄屋十郎兵衛(印)、右同断溝口村庄屋四郎三郎(印)、右同断古市場村庄屋弥平次(印)		38.0 × 87.0、彩色、「済口証文ニ差添置候間」とあり
只越村庄屋十郎兵衛、同断祐助、年寄久右衛門、同断七郎次、百姓代宅右衛門、別府村庄屋文弥、同断作助、同断治郎右衛門、同断喜太夫、年寄平右衛門、百姓代清十郎、同断喜十郎、立入人同村兼帯庄屋平八、右同断同村兼帯庄屋与惣次	大垣御領御役所	端裏貼紙「天保五年九月 別符村出屋敷只越村より障一件済口」、「只越村庄屋十郎兵衛(印)、同断祐助(印)、年寄久右衛門(印)、同断七郎次(印)、百姓代宅右衛門(印)、別府村庄屋文弥(印)、同断作助(印)、同断治郎右衛門(印)、同断喜太夫(印)、年寄平右衛門(印)、百姓代清十郎(印)、同断喜十郎(印)」から「御立入八幡村与惣次殿、右同断芦敷村平八殿」宛の奥書きあり、奥書に「…御役所江奉差上候済口一札ニ調印いたし差遣置申処…」とあり、は119と関連
只越村庄屋十郎兵衛(印)、同断祐助(印)、年寄久右衛門(印)、同断七郎次(印)、百姓代宅右衛門(印)、別府村庄屋文弥(印)、同断作助(印)、同断治郎右衛門(印)、同断喜太夫(印)、年寄平右衛門(印)、百姓代清十郎(印)、同断喜十郎(印)、立入人芦敷村平八(印)、右同断八幡村与惣次(印)		38.0 × 98.5cm、彩色、包紙「天保五午年 別符・只越郷境取締証文絵図□入」
竹中与惣次扣		破損あり
濃州不破郡福田村兼帯庄屋館左衛門、年寄保左衛門、百姓代新蔵	笠松堤方御役所	表紙「濃州不破郡福田村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同郡同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵	笠松御堤方御役所	表紙「未八月五日 笠松差上候扣 尤宮田官太郎様御見分之節御持参有之」「池田郡八幡村」、大垣御預役所・御代官御役所・笠松堤方御役所宛の書状下書き添付

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 104	川々御普請二付萬覚帳（御手伝普請懸り姓名など書付）	天保六年未十月吉日	1835	横長	1
へ 105	金地谷粕川通御普請諸色帳	天保六年未十一月	1835	横半	1
へ 106	御普請二付小役覚帳	天保六年未十一月吉日	1835	横長	1
へ 107	御普請二付下用帳	天保六年未十一月吉日	1835	横長	1
へ 108	御普請場所人足日〆帳	天保六年未十一月十五日 始メ	1835	横長	1
へ 109	金地谷并粕川通御普請二付金銀取替覚帳	天保六年未十一月吉日	1835	横長	1
へ 109-1	金地谷并粕川通御普請二付金銀取替覚帳	天保九年戌五月吉日	1838	横長	1
へ 110	御普請箇所附帳	天保六年未十二月	1835	横長	1
へ 111	金地谷并粕川通御普請諸入用取調帳	天保六年未十二月吉日	1835	横長	1
へ 112	御普請箇所附帳	天保六年未十二月	1835	横長	1
へ 113	川々御普請金高帳	天保七〇年二月	1836	縦	1
へ 114	川々御普請二付御役人様御休泊并人足賃銭帳	天保七年申二月	1836	横長	1
へ 115	川々御普請二付御役人様御休泊并人足賃銭帳	天保七年申二月	1836	横長	1
へ 116	川々御普請二付御役人様御休泊并人足賃銭帳	（天保7年）申二月	1836	横長	1
へ 117	金地谷并粕川通御普請諸入用并小役小ひろひ帳	天保七年申二月吉日	1836	横長	1

作 成	受 取	備 考
竹中与惣治		
		破損あり、取扱注意
八幡村		
与惣治扣		へ 109・へ 109-1 は重ね折り一括
		破損あり
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋 与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右 衛門		破損あり、表紙「池田郡八幡村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋 与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右 衛門、戸田采女正領分同村名主三郎 平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵		表紙「不用ニ成ル」、表紙貼紙「未十二月八日関 根様へ差上候扣」
与惣治扣		裏打ちあり
池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年 寄八右衛門（印）		破損あり、表紙「池田郡八幡村」、表紙朱書「改」「三 手」「人足改済」「御弁当済」、綴じ紐に「惣割ニ 可相成分」と記載の切紙添付
池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年 寄八右衛門（印）		破損あり、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」、表 紙朱書「改済」、綴じ紐に「御手限割ニ可相成分」 と記載の切紙添付
池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年 寄八右衛門（印）		破損あり、表紙「池田郡八幡村」、表紙朱書「休 泊入」、綴じ紐に「御預所割ニ可相成也」と記載 の切紙添付

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ118	奉差上済口証文之事（室原村儀、7月9・16日の度々の出水により田畑損亡、扒番の理不尽の取計いの旨にて小前方惑乱、御声懸りにより静かになれども、高持・小前の者共の種々申分強く出願に成る処、熟談につき）	天保七丙申年十一月	1836	一紙	1
へ119	覚（濃州伊尾川通西郡井堰、当西普請人足諸色代割賦につき）	天保八酉年十一月	1837	一紙	1
へ120	覚（濃州伊尾川通西郡井水堰、当西普請人足諸色代割賦につき）	天保八酉年十一月	1837	一紙	1
へ121	川除急破御普請二付御役人様御休泊献立覚	天保九戌年	1838	横長	1
へ122	御普請箇所附帳（今般出水にて金地谷・粕川通砂石馳出で堤切所出来により見分の上、普請願いにつき）	天保九年戊五月	1838	横長	1
へ123	粕川通浚人足賃覚帳	天保九年戊八月二日より四日まで	1838	横長	1
へ124	西部井水諸用留（井水組合覚など）	天保九戌年十月	1838	縦	1
へ125	差出申一札之事（北出小川の儀、川広げ小土手目論見、入札の処、札銀高く一同申合せにより吟味にて、以後心得違い無きにつき）	天保十一子年五月	1840	一紙	1
へ126	差出申一札之事（北出小川の儀、川広げ小土手目論見、入札の処、札銀高く一同申合せにより吟味にて、以後心得違い無きにつき）	天保十一子年五月	1840	一紙	1
へ127	衣斐井組・池田井組入組一件諸願写（衣斐井・池田井両組用水引取方の儀、差入組中の所、立入人により熟談につき）	天保十一子年九月	1840	縦	1

作成	受取	備考
不破郡室原村庄屋館左衛門（印）、同断六十郎（印）、同断忠左衛門（印）、年寄治左衛門（印）、百姓代弥六（印）、長百姓慶助（印）、ほか10人、出作惣代垂井村文七支配人藤右衛門（印）、右同断高田町彦右衛門支配人喜右衛門（印）、右同断安久村和三郎支配人菊右衛門（印）、右同断安久村治助支配人清五郎（印）、右同断安久村和三郎支配人源右衛門（印）、右同断牧田村文吉支配人文三郎（印）、右同断高田町友治支配人吉兵衛（印）、右同断野口村喜右衛門支配人利助（印）、小前惣代忠七（印）、ほか6人、水吞多右衛門（印）、立入人八幡村庄屋与惣次（印）、同断芦敷村庄屋平八（印）、荒川村庄屋武八郎（印）、同断表佐村庄屋庄左衛門（印）	大垣御預御役所	破損あり、端裏「天保七□（申）年十一月室原村堤切レ入一件済口証文」、後証として「不破郡室原村庄屋館左衛門（印）、同断六十郎（印）、同断忠左衛門（印）、年寄治左衛門（印）、百姓代弥六（印）、長百姓慶助（印）、ほか10人、出作惣代垂井村文七支配人藤右衛門（印）、右同断高田町彦右衛門支配人喜右衛門（印）、右同断安久村和三郎支配人菊右衛門（印）、右同断安久村治助支配人清五郎（印）、右同断安久村和三郎支配人源右衛門（印）、右同断牧田村文吉支配人文三郎（印）、右同断高田町友治支配人吉兵衛（印）、右同断野口村喜右衛門支配人利助（印）、小前惣代忠七（印）、ほか5人、水吞多右衛門（印）」から「御立入人八幡村庄屋与惣次殿、同断芦敷村御庄屋平八殿、同断荒川村御庄屋武八郎殿、同断表佐村御庄屋庄左衛門殿」宛の奥印あり
堤方役赤生伝次郎、同戸沢助太夫	右村々庄屋中	
堤方役赤生伝次郎、同戸沢助太夫	右村々庄屋中	
池田郡八幡村		
		破損あり
八幡村竹中与惣治扣		井高、井頭、井組惣代など記載あり
札入主惣代幾右衛門、同長左衛門、同喜太治、同清五郎、屋敷惣代忠左衛門、茂十郎、祐治郎	村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「北出新川入札之者小前不埒有之一札之下書」
札入主惣代幾右衛門（印）、同断長左衛門（印）、同断喜太治（印）、同断清五郎（印）、屋敷惣代忠右衛門（印）、同断茂十郎（印）、同断祐治郎（印）	村御役人衆中	端裏「天保十一子年五月北出土持入札之致方不埒二付一札」
竹中扣		破損あり、文化15年の済口証文・宝暦5年の済口証文・延宝4年の裁許絵図の裏書など写しあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 128	本巢郡前野村より厚見郡江崎・下奈良両村江相掛候水行出入一件（江崎村・下奈良村地内長良川通り新規猿尾普請にて訴訟につき、訴状・取極書など関係書類綴）	天保十二年丑九月	1841	縦	1
へ 129	差上申済口証文之事（本巢郡前野村より江崎村・下奈良村地内長良川通り新規猿尾普請にて訴訟の処、内済を仰せ渡し熟談につき）	天保十三寅年八月	1842	一紙	1
へ 130	済口証文（塩田村の儀、去申年杭瀬川通り出水し堤切入れの処、上方の者が徒党し堤通り水防不参など吟味にて、塩田村兼帯与惣次ら 5 人立入り熟談につき）	天保十三年寅三月	1842	縦	1
へ 131	乍恐以書付奉申上候（久瀬川通池田井用水の儀、取唆人共差支え無きよう、池田井組の願書を取下げ願ひにつき）	天保十三寅年五月	1842	一紙	1
へ 132	塩田村出入訴訟一同御吟味口書写（塩田村下方庄屋、天保 7 年の出水にて堤切れ上方庄屋と差揉めにて和融の処、不埒筋あり吟味につき）	天保十三寅年九月	1842	縦	1
へ 133	〔去申年杭瀬川通り出水し堤切入れなどの訴訟の件、嚴重の咎めもありて願書下げ願ひ写〕	（天保 14 年卯 7 月）	1843	縦	1
へ 134	塩田村済口証文（塩田村の儀、去申年杭瀬川通り出水し堤切入れ、上方の者が徒党し堤通り水防不参など吟味の処、長々差入れ組みにて村方取締り和融につき）	天保十四卯年十月	1843	縦	1
へ 135	《御普請二付金銀取替覚帳》	天保 9・5	1838		
へ 136	差出申書付之事（字北出小川通冬井水、水上げ悪く、近年少し下方に仕立ての処、村方藻草取りの障りにて取払い、先年の場所に井水堰立て一同承知につき）	弘化二年巳三月	1845	一紙	1

作 成	受 取	備 考
竹中扣		破損大
訴訟方戸田采女正御預所本巢郡前野村惣代仙三郎、同断弥惣治、同断精十郎、同断一郎左衛門、同断弥十郎、同断文之丞、相手方永井肥前守領分厚見郡江崎村惣代庄屋善六、同断甚三郎、同断（相手方）右同断同郡下奈良村惣代庄屋用右衛門、同断勘右衛門、取唆人右同断厚見郡宇佐村庄屋利兵衛、同断（取唆人）右同断同郡上川手村庄屋市郎治、同断（取唆人）戸田采女正御預所安八郡下宿村庄屋嘉平治、同断（取唆人）右同断方県郡芦敷村庄屋平八、同断（取唆人）右同断池田郡八幡村庄屋与惣治	笠松堤方御役所	破損あり、取扱注意、端裏「天保十三寅年八月前野村より江崎下奈良両村へ相掛候長良川通出入済口証文」、「戸田采女正御預所本巢郡前野村惣代仙三郎（印）、同断弥惣治（印）、同断精十郎（印）、同断一郎左衛門、同断弥十郎（印）、同断文之丞（印）、永井肥前守領分厚見郡江崎村惣代庄屋善六（印）、同断甚三郎（印）、右同断同郡下奈良村惣代庄屋用右衛門（印）、同断勘右衛門（印）」から「御立入人池田郡八幡村御庄屋与惣治殿、右同断方県郡芦敷村御庄屋平八殿、右同断安八郡下宿村御庄屋嘉平治殿、右同断厚見郡上川手村御庄屋市郎治殿、右同断同郡宇佐村御庄屋利兵衛殿」宛の奥印あり
塩田村一、一、一、立入人一、一、一、	大垣御領御役所	貼紙多数あり、貼紙剥離あり、取扱注意
伊東播磨守領分池田郡脛永村庄屋取唆人庫十郎、尾州御領大野郡沢村庄屋同断長十郎、戸田采女正御預所同郡嶋村元庄屋同断祐右衛門、御同人御預所池田郡八幡村庄屋同断与惣次	笠松堤方御役所	端裏「池田井水願下」
濃州不破郡塩田村訴訟方庄屋佐吉、相手方庄屋次郎右衛門、年寄甚六、百姓代良輔、同断文蔵、百姓玄庵（カ）、吉右衛門、庄屋代彦六	大垣御預御役所	へ 132 ～へ 134 は袋一括、袋「天保十四卯年十月 塩田村一件書類入 竹中」、へ 132 表紙「与惣次扣」
	（大垣御預御役所）	
塩田村	大垣御預御役所	
		現在、所在不明
惣代忠右衛門（印）、同断重三郎（印）、同断倉右衛門（印）、同断茂十郎（印）、同断弥平（印）、同断要蔵（印）	村御役人衆中	端裏「弘化二巳三月北出小川井水一件 屋敷惣代より一札」

番号	表 題	年 代	西曆	形態	数
へ 137	論場仕立方熟談之趣之口書（金地谷通り粕川通り損所にて、池田郡八幡村より片山村への出入り一件につき）	文久元酉年七月	1861	縦	1
へ 138	論場仕立方熟談之趣以書付奉申上候（金地谷通り粕川通り損所にて、池田郡八幡村より片山村への出入り一件につき）	文久元酉年七月	1861	縦	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋政之丞、同村同断金左衛門、同村同断浅右衛門、同村年寄弥三兵衛、同村同断仙助、同村同断喜作、戸田采女正領分同州同郡同村名主市左衛門、同村同断重兵衛、尾州御領同州池田郡片山村庄屋又右衛門、同村組頭儀助、戸田采女正領分同州同郡同村名主弥作、同村五人組頭栄助、江渡分名主要治郎、同村同断瓢馬、加藤宣治郎知行所同州同郡片山村庄屋三郎右衛門、同村同断彦兵衛、同村組頭助作、同村同断政七、別所孫四郎知行所同州同郡片山村庄屋清兵衛、同村組頭勘治、日根野左京知行所同州同郡片山村庄屋仁兵衛、同村同断秀造、同村年寄小左衛門、取暖人同州方県郡岩崎村庄屋俊筈、同断同州安八郡神戸村庄屋直右衛門、同断同州同郡川西村名主鷹八	笠松堤方御役所	
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋政之丞、同村同断金左衛門、同村同断浅右衛門、同村年寄弥三兵衛、同村同断仙助、同村同断喜作、戸田采女正領分同州同郡同村名主市左衛門、同村同断重兵衛、尾州御領同州池田郡片山村庄屋又右衛門、同村組頭儀助、戸田采女正領分同州同郡同村名主弥作、同村五人組頭栄助、江渡分名主要治郎、同村同断瓢馬、加藤宣治郎知行所同州同郡片山村庄屋三郎右衛門、同村同断彦兵衛、同村組頭助作、同村同断政七、別所孫四郎知行所同州同郡片山村庄屋清兵衛、同村組頭勘治、日根野左京知行所同州同郡片山村庄屋仁兵衛、同村同断秀造、同村年寄小左衛門、取暖人同州方県郡岩崎村庄屋俊司、同断同州安八郡神戸村庄屋直右衛門、同断同州同郡川西村名主鷹八	笠松堤方御役所	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 139	論場仕立方熟談之趣以書付奉申上候（金地谷通り粕川通り損所にて、池田郡八幡村より片山村への出入り一件につき）	文久元酉年七月	1861	縦	1
へ 140	乍恐以書付奉願上候（池田郡八幡村より片山村への出入り一件、熟談整い金地谷通り粕川通り損所、御見分し御普請仰付け願ひにつき）	文久三亥年二月	1863	一紙	1
へ 141	乍恐以書付奉願上候（宝暦年中、東野村と六ノ井村より上田村への用水路砂揚場出入り、祖父与惣次立入りにて役所へ召出しの処、祖父与惣次は取喰いに及ばず書類も無きにつき）	（嘉永5年）子七月	1852	一紙	1
へ 142	乍恐以書付奉願上候（宝暦年中、東野村と六ノ井村より上田村への用水路砂揚場出入り、祖父与惣次立入りにて役所へ召出しの処、祖父与惣次は取喰いに及ばず書類も無きにつき）	（嘉永5年）子七月	1852	一紙	1
へ 143	御詫頼入申一札之事（東野村用水路新溝ならびに用水入用割の廻文にても東野村より上田村へ争論の処、赦免願ひにつき）	（安政元年）寅十月	1854	一紙	1
へ 144	御頼申入候一札之事（去丑年東野村用水入用割賦の廻文出し方一件、心得違ひにて詫願ひにつき）	（安政元年）寅十月	1854	一紙	1
へ 145	乍恐以書付御詫願奉申上候（東野村庄屋ら3人の不気合にて御用向勤め方差支えなどにて吟味の処、先非後悔にて赦免願ひにつき）	（安政元年）寅十月	1854	一紙	1
へ 146	乍恐以書付御詫願奉申上候（東野村庄屋ら3人の不気合にて御用向勤め方差支えなどにて吟味の処、先非後悔にて赦免願ひにつき）	（安政元年）寅十月	1854	一紙	1
へ 147	乍恐以書付奉願上候（池田郡金地谷川通り川濠の節の砂揚げ場の件にて笠松堤方役所へ訴状願ひ上げにつき）	（安政5年）午七月	1858	一紙	1
へ 148	乍恐以書付奉願上候（池田村地内粕川通り・金地谷通り川濠など春改御普請、秋より願ひ上げにつき）	（文政6年）未三月	1823	一紙	1
へ 149	濃州・甲州・東海道筋・関東川々定御掛様を被仰渡候趣御請証文（村々見分のため廻村の処、百姓御救御普請にて村入用掛けざるにつき）	酉八月		縦	1
へ 150-1	〔願下げ一条の知らせの件などにつき書状〕	九月三日		切紙	1
へ 150-2	〔右一条の件にて明早朝参着願ひなどにつき書状〕	八月廿六日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
訴答村々役人、其外取喰人	笠松堤方御役所	剥離紙あり
戸田采女正領分池田郡八幡村組頭重兵衛（印）、名主市左衛門（印）、同御預所同郡同村百姓代市郎兵衛（印）、年寄仙助（印）、庄屋政之丞（印）	笠松堤方御役所	破損あり
池田郡八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	本文に墨消しあり、下書
池田郡八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	本文に墨消しあり、下書
東野村庄屋儀左衛門、同断茂助	下宿村御庄屋嘉平治殿、早野村御庄屋寛治殿、八幡村御庄屋与惣治殿、岩崎村御庄屋俊司殿、一ツ木村御庄屋藤八殿	破損あり
東野村庄屋儀左衛門、同断茂助	下宿村御庄屋嘉平治殿、岩崎村御庄屋俊司殿、八幡村御庄屋与惣治殿	裏貼紙「東野茂助済口」、「一ツ木村庄屋藤八」の奥書あり
右（東野）村兼帯庄屋寛次、下宿村庄屋嘉平次、八幡村庄屋与惣治、岩崎村庄屋俊司、一ツ木村庄屋藤八	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
右村兼帯庄屋寛次、下宿村庄屋嘉平次、八幡村庄屋与惣次、岩崎村庄屋俊司、一ツ木村庄屋藤八	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
八幡村庄屋政之丞（印）、同断浅右衛門（印）、年寄仙助（印）、同断弥三兵衛（印）、同断喜作（印）	大垣御領御役所	下書きカ
池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、年寄八右衛門（印）、百姓代沢右衛門（印）	笠松御堤方御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり
池田郡八幡村扣		破損あり
浅の	竹中様	へ 150-1～へ 150-11 は袋・こより紐一括、袋「巳七月 宮田村地内江尻堤一件 竹中扣」、袋は反故紙使用、端裏「九月二日 浅野治右衛門」
浅の	竹中様	端裏「八月廿六日」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ 150-3	〔御礼ならびに内密の願上げにつき書状〕	八月廿四日		切紙	1
へ 150-4	〔右一件の御沙汰心配にて参上の件につき書状〕	八月廿二日		切紙	1
へ 150-5	〔願筋村々にて普請の儀、心配などにつき書状〕	八月五日		切紙	1
へ 150-6	口上（止宿方引き移りなどにつき書状）	廿五日		切紙	1
へ 150-7	〔明 25 日昼頃より出張願いなどにつき書状〕	七月廿四日		切紙	1
へ 150-8	〔火急に内考願いたき儀、出来などにつき書状〕	七月十六日		切紙	1
へ 150-9	〔内分の仰せ承知し、ほかの儀は一端差し戻しの件などにつき書状〕	九月八日		切紙	1
へ 150-10	〔名前書付〕			一紙	1
へ 150-11	〔前件入組み願下げとなり、程よく事済みなど御礼につき書状〕	廿六日		切紙	1
へ 151	今般御糺二付乍恐口書を以奉申上候（宮田村地内字江尻堤嵩置き普請目論見、去辰秋に歎願書願い上げの件につき）	（巳年）七月十九日		縦	1
へ 152	覚（御普請時の口達 12 か条書付）	未十月		縦	1
へ 153	取扱替申一札之事（只越村郷境で別府村地内の定杭の儀、出水時に差揉めの処、熟談整いにつき）	（天保 6 年カ）未五月	1835	一紙	1
へ 154	乍恐以書付御届奉申上候（8 月 20 日大風雨にて金地谷川通り洪水により笠松役所へ急破御普請願い上げにつき）	（安政 2 年カ）卯八月	1855	一紙	1
へ 155	乍恐奉願上口上覚（境川通南側の徳田村・笠松村・柳津村下まで新堤願いにつき）	亥四月		一紙	1
へ 156	乍恐以書付御注進奉申上候（川通り水行障りの流作竹木葭柳など取払い廻状、承知し残らず取払いにつき）	（文政 12 年カ）丑正月	1829	一紙	1
へ 157	差出（定式御普請御入用金 60 両、頂戴につき）	戌二月八日		一紙	1
へ 158	御普請箇所附帳（金地谷通砂石留など 21 か所）	（天保 6 年カ）未十一月	1835	横長	1
へ 159	御普請箇所附帳（金地谷川など 19 か所）	（天保 6 年カ）	1835	横長	1
へ 160	御普請箇所附帳（金地谷川・粕川中堤切所など 21 か所、急破出来につき）	（安政 2 年カ）卯八月	1855	横長	1
へ 161	押越村御堤通急破御普請御願ヶ所下見帳（牧田川洪水につき）	酉八月		横長	1

作成	受取	備考
中之元 浅野治右衛門	大垣二而 竹中与惣治様	
浅野治右衛門	竹中与惣治様	端裏「八月廿二日 浅野治右衛門」
浅野治右衛門	竹中与惣治様	端裏「八月五日 浅野治右衛門」
浅野	竹中様	
浅野治右衛門	竹中与三治様	端裏「七月廿四日 浅野治右衛門」
浅野治右衛門	竹中与惣治様	端裏「七月十六日 浅野治右衛門」
浅の拜	竹中様	端裏「九月八日□書 浅野治右衛門」
浅野	竹中様	破損あり、端裏「巳十月廿六日 浅野治右衛門」
浅野治右衛門	竹中与惣次様	
		上下に破損あり
別府村村役人、只越村同断		貼紙あり
八幡村庄屋与惣次、年寄仙助、同断弥三兵衛、同断八右衛門、同断文右衛門、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	へ 160 と関連カ
		下書カ
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同郡同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵	笠松御堤方御役所	破損あり、全面に墨消しあり
右（戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村）宿井桁屋武八	戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋与惣次	
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年寄八右衛門（印）、百姓代沢右衛門（印）、戸田采女正領分同村名主三郎平（印）、五人組頭重兵衛（印）、百姓代丹蔵（印）		破損あり、表紙「池田郡八幡村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵		破損あり、貼紙多数、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」、表紙貼紙「未十一月廿七日差上候扣」
池田郡八幡村		破損あり、へ 154 と関連カ
押越村庄屋和助（印）、同断伝右衛門（印）、年寄甚左衛門（印）	御堤方御役所	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ162	西春役御普請御願場所下見帳扣（御堤通り破損につき）	申九月		横長	1
へ163	小熊川舟橋諸色人足大積割賦帳（八幡村人足303人割賦）	（延享4年）卯十二月日	1747	縦	1
へ164	覚（金1分2匁余、道繕築立代請取りにつき）	（天明8年）申六月	1788	一紙	1
へ165	御普請二付日記（海老・蛤むき身・白魚など注文品名など書付）	戌二月十六日		横長	1
へ166	覚（字瀧岸より下八反田まで砂石籠埋長さ60間など、定式御普請所書上につき）	文政九年戌三月	1826	横長	1
へ167	〔川々御普請所見分のため廻村につき触状〕	（天保6年）未閏七月廿六日	1835	横長	1
へ168	〔普請所書付帳〕			横長	1
へ169	〔八幡村・片山村堤図面〕			一紙	1
へ170	御普請出来形帳	（文化元年以降）	1804	横半	1
へ171	御普請箇所□（附）帳	（天保6年カ）未十二月	1835	横長	1
へ172	〔加須川通堤東側破損所土砂札持人足名帳〕			横長	1
へ173	〔普請所土坪・人足数書付〕			縦	1
へ174	〔普請所書付帳〕			縦	1
へ175	〔普請所書付帳〕			縦	1
へ176	御普請箇所附帳	（天保6年カ）未十二月	1835	横長	1
へ177	〔普請所書付帳〕			縦	1
へ178	〔金地谷中堤・滝岸切所など書付綴〕			綴	1
へ179	浚方覚（金地谷通りなど浚渫長さなど書付）			縦	1
へ180	追御願場所覚（金地谷九尺籠普請・粕川通り浚渫箇所など書付）			横長	1
へ181	小熊川御舟橋古格之覚	（明和元年以降）	1764	横半	1
へ182	請負申□（作）場通小橋之事（大門先の小橋など計8か所、代銭550文にて掛渡し、当年より5か年請負い、年数内の破損は早速掛け渡しにつき）	安永九年□（子）九月	1780	一紙	1
へ183	仕御請合証文之事（野々中西川通り上の土橋1か所、代金2分11両余にて8月10日までに掛渡し、同日より10か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	天明元年丑七月廿五日	1781	一紙	1

作成	受取	備考
多芸郡押越村庄屋和助、同断宇右衛門、年寄台左衛門	御堤方御役所	表紙「多芸郡押越村」
信楽役所（印）	濃州池田郡八幡村庄屋、年寄	破損甚大、取扱注意
請負人左吉（印）	御料所・御私領御役人中	破損あり、へ203と関連
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、八右衛門、沢右衛門、戸田采女正領分同村請名主平右衛門、五人組頭皆五郎、百姓代林左衛門		「戌二月 御普請出来形帳」とあり
戸沢助太夫	御普請村々庄屋・年寄・百姓代中	「右御状 八月朔日夕嶋村より受取 直ニ表佐村へ 継送り候」とあり
池田郡八幡村		「壹番」より「貳拾貳番」まで普請箇所あり
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村		表紙「八幡村」
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、年寄八右衛門（印）、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主三郎平（印）、五人組頭重兵衛（印）、百姓代丹蔵（印）		破損甚大、取扱注意、表紙「池田郡八幡村」
池田郡八幡村		破損あり
濃州池田郡八幡村		貼紙多数、取扱注意
戸田采女正領分池田郡八幡村		
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門、戸田采女正領分同村名主三郎平、五人組頭重兵衛、百姓代丹蔵		朱書あり、貼紙あり、取扱注意、へ171の下書
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村		
池田郡八幡村		上下部破損あり
池田郡八幡村		
請負人友助（印）、同断半七（印）、請人七右衛門（印）	御料・御私領村御役人中	破損あり、端裏「八ヶ所橋請合証文 友助 半七」
請負人左五右衛門（印）、同断左吉（印）、同断市三郎（印）、請人林治郎（印）、同断幸次郎（印）	御料所・御私領村御役人中	破損あり、端裏「土橋御請負証文 左五右衛門」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 184	仕御請合証文之事（久郷妙の土橋 1 か所、代金 2 両にて 8 月 10 日までに掛渡し、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	天明元年丑七月廿八日	1781	一紙	1
へ 185	仕御請合証文之事（中道通り大門へ出る所の土橋 1 か所、代金 400 文にて 8 月 13 日までに掛渡し、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	天明元年丑八月八日	1781	一紙	1
へ 186	御請合証文之事（字落合下の橋 1 か所、木類代とも銭 1 貫 400 文にて掛渡し、当年より 10 か年の橋杭破損は繕いにつき）	天明三年卯四月	1783	一紙	1
へ 187	御請合申作場道板橋之事（上糸ひ川の橋 1 か所、代金 1 貫 189 文にて請合い、当年より 10 か年の破損は幾度にも懸渡しにつき）	天明四年辰三月	1784	一紙	1
へ 188	十ヶ年御請負申土橋之事（わくの川通りの土橋 1 か所、代金 1 両 14 匁余にて 7 月晦日までに掛渡し、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	天明五年巳七月十七日	1785	一紙	1
へ 189	御請負申土橋之事（西ノ庄の土橋など 3 か所、代金 1 貫文にて 9 月 10 日限り掛渡し、同日より 5 か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	天明五年巳九月八日	1785	一紙	1
へ 190	御請負申土橋之事（西ノ庄の土橋など 3 か所、代金 1 貫文にて 9 月 10 日限り掛渡し、同日より 5 か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	天明五年巳九月八日	1785	一紙	1
へ 191	新溝掘御請負証文之事（字とうろより布戸下川まで所々の北大堰内八幡村分新溝、代金 1 分 4 匁にて 12 月 15 日限り掘立て、来年 3 月晦日まで差支え無きようにつき）	天明五年巳十二月十日	1785	一紙	1
へ 192	御請負申板橋之事（野々中わくの川通りの橋 1 か所、代金 1 分 2 匁余にて正月晦日までに掛渡し、当年より 10 か年請負い、年数内の破損は何時にても造り替えにつき）	天明六年午正月	1786	一紙	1
へ 193	御請負申板橋之事（野々中わくの川通りの橋 1 か所、代金 1 分 2 匁余にて正月晦日までに掛渡し、当年より 10 か年請負い、年数内の破損は何時にても造り替えにつき）	天明六年午正月	1786	一紙	1
へ 194	御請負申道築証文之事（六ノ井・八幡村の大堰道通り、代金 2 分 8 匁にて 4 月晦日までに築立て、若し土置き築立方不足なら指図次第築き立てにつき）	天明六年年四月十四日	1786	一紙	1

作 成	受 取	備 考
請負人文六（印）、松右衛門（印）、証人其七（印）、同断利右衛門（印）	村御役人中	破損あり、端裏「丑年久郷妙大橋拾年請負 文六松右衛門 証文」
請負助右衛門（印）、請人寛右衛門（印）	御料・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「中道大橋請負助右衛門証文」
請負人市三郎（印）、□（請）人佐五右衛門（印）、同断林次郎（印）	□（村）御役人中	破損甚大、取扱注意、端裏「落合橋請合証文市三郎」
橋請負人林太郎（印）、請人佐吉（印）	村御役人中	破損あり、端裏「上糸ひ川橋証文 林太郎」
請負人林太郎（印）、同断林左衛門（印）、同断直右衛門（印）、請人市三郎（印）、同断佐五右衛門（印）	御料所・御私領村御役人衆中	破損あり、継目剥がれ、取扱注意、端裏「天明五巳七月わくの川土橋拾ヶ年請負林太郎林左衛門直右衛門証文」
請負人忠右衛門、請人源七、同断幸七	御料・御私領村御役人中	破損あり、墨消しあり
請負人忠右衛門（印）、同断源七（印）、同断多助（印）、請人幸七（印）	御料・御私領御役人中	端裏「天明五巳九月中道通土橋三ヶ所請負証文 忠右衛門」
請負人直四郎、同断芳広、請人曾平次、同断喜右衛門	御□（料）・御私□（領）御役人中	破損甚大、取扱注意、端裏「下書 新溝請負直四郎芳広証文」
請負人染七（印）、□（請）人甚蔵（印）、同断弥三郎（印）	御料所・御私領御役人中	破損あり、端裏「天明六年正月野々中橋懸請負染七」
請負人染七（印）、請人甚蔵（印）、同断弥三郎（印）	御料所・御私領御役人中	継目一部剥がれ、端裏「天明六年正月野々中橋請負染七」
請負人八幡村染七、右同断同村忠蔵、請人同村治左衛門、右同断直四郎	六ノ井村・八幡村御役人中様	破損あり、継目一部剥がれ、貼紙あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 195	差出申一札之事（六ノ井・八幡村立会い大堰通り破損に及び、両村談合の上、築き方は入札に定まり八幡村の者が落札により代金出金につき）	天明六年午四月十五日	1786	一紙	1
へ 196	《橋・溝・道・井堰・埋樋・井水等工事請負証文》	天明 6 年	1786		
へ 197	御請負申土橋之事（六ノ井・八幡村の大堰道通り八幡村内字北ノ畑北通りの土橋など計 4 か所、代金 1 分 7 匁余りにて 5 月 10 日限り仕立て、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は仕立てにつき）	天明六年午五月朔日	1786	一紙	1
へ 198	御請負申土橋之事（六ノ井・八幡村の大堰道通り八幡村内字北ノ畑北通りの土橋など計 4 か所、代金 1 分 7 匁余りにて 5 月 10 日限り仕立て、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は仕立てにつき）	天明六年午五月朔日	1786	一紙	1
へ 199	請負証文之事（六ノ井・八幡村の大堰道通り八幡村内字北ノ畑北道の柵仕立・土留木など、代金 400 文にて 5 月 2 日限り仕立て、入用の竹は村方より渡すようにつき）	天明六年午五月朔日	1786	切紙	1
へ 200	御請負申道橋之事（糸ひの川落溝通り土橋など 6 か所、代金 1 分 800 文にて 9 月朔日仕立て、2 か所の土橋は当年より 5 か年以内に差支えなきよう仕立てにつき）	天明七年未九月	1787	一紙	1
へ 201	御請負申道橋之事（糸ひの川落溝通り土橋など 6 か所、代金 1 分 800 文にて 9 月朔日仕立て、2 か所の土橋は当年より 5 か年以内に差支えなきよう仕立てにつき）	天明七年未九月	1787	一紙	1
へ 202	御請負申道築之事（北ととめ木橋詰より南ととめ木橋詰まで道長さ 60 間、代金 1 両 13 匁余にて請負い、来 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 203	御請負申道築之事（南ととめ木橋南詰より六ノ井境まで道長さ 312 間、代金 2 分 4 匁余にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 204	御請負申道築之事（南ととめ木橋南詰より六ノ井境まで道長さ 312 間、代金 2 分 4 匁余にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 205	御請負申道築之事（片山村境より南ととめ木橋詰まで道長さ 358 間、代金 3 分 14 匁余にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 206	御請負申土橋并道築之事（巡礼海道入口より西八幡宮御馬場まで道筋など、代金 1 貫 795 文にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿九日	1788	一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村名主初五郎、同村庄ヤ与惣治	六ノ井村御役人中様	上部破損大、取扱注意、墨消しあり
		現在、所在不明
請負人八幡村直□□（四郎）（印）、請人同村左七（印）、同断同村弥三郎（印）、同断同村染□（七）（印）	六ノ井村・八幡村御役人中様	破損大、取扱注意、端裏「天明六年午五月 六ノ井八幡大堰土橋請負直四郎□□（証文カ）」
請負人八幡村直四郎、請人同村左七、同断同村弥三郎、同断同村染七	六ノ井村・八幡村御役人中様	破損甚大、取扱注意
請負人八幡村林太郎、請人同村市三郎	六ノ井村・八幡村御役人中様	破損あり
請負人忠右衛門（印）、請人源七（印）、同断太助（印）	御料所・御私領村御役人衆中	破損あり、端裏「忠右衛門 太助 源七 天明七未九月土橋請負証」
請負人忠右衛門、請人源七、同断太助	御料所・御私領村御役人衆中	端裏「土橋請負」
請負人宇兵衛（印）、請人利右衛門（印）、同断折右衛門（印）	御料所・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「道請負下□」
請負人左吉（印）、請人左五右衛門（印）、同断市三郎（印）	□□□（御料所）・御私領村御役人中	破損甚大、取扱注意、端裏「道請負左吉」、へ 164 と関連
請負人佐吉、請人左五右衛門、同断市三郎	御料所・御私領御役人中	端裏「左吉」
請負人定四郎（印）、請人新平（印）、同断用八（印）	御料・御私領村御役人中	端裏「道請負定四郎」
請負人助右衛門、同断倅喜兵衛、請人弥三郎、同断染七	御料所・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「助右衛門」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
へ 207	御請負申道築之事（北ととめ木橋詰より南ととめ木橋詰まで道長さ 62 間、代金 1 両 13 匁にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 208	御請負申道築之事（片山村境より南ととめ木橋詰まで道長 358 間、代金 3 分 14 匁余にて請負い、来る 6 月 3 日限り仕立てにつき）	天明八年申五月廿六日	1788	一紙	1
へ 209	請負申橋之事（字割田の板橋 1 か所、代金 1 分 3 匁にて請負い、5 月 25 日限り急度仕立てにつき）	天明八年申五月	1788	一紙	1
へ 210	請負申橋之事（字割田の板橋 1 か所、代金 1 分 3 匁にて請負い、5 月 29 日限り急度仕立てにつき）	天明八年申五月	1788	一紙	1
へ 211	御請負申土橋証文之事（糸ひ川の土橋 1 か所、代金 3 分 5 匁余にて 8 月 17 日までに掛渡し、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	寛政元年酉八月八日	1789	一紙	1
へ 212	御請負申井堰之事（落合の井堰 1 か所、代金 2 分 9 匁余にて 3 月 7 日より堰立て、来る 8 月 1 日まで田水に差支え無きよう仕立てにつき）	寛政二戌年三月七日	1790	一紙	1
へ 213	御請負申土橋之事（東洞源三郎居屋敷より未申の土橋 1 か所、代金 500 文にて 6 月 27 日までに掛渡し、同日より 5 か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	寛政二戌年六月	1790	一紙	1
へ 214	御請分申井堰之事（落合場所拾九間の井堰 1 か所、代金 2 分 10 匁余にて 3 月 25 日限り堰立て、来る 8 月 1 日まで田水に差支え無きよう仕立てにつき）	寛政三亥年三月	1791	一紙	1
へ 215	御請負申土橋之事（定四郎屋敷戌亥の土橋 1 か所、代金 500 文にて請負い、当年より 10 か年の破損は何時にても掛け直しにつき）	寛政三年亥八月	1791	一紙	1
へ 216	御請負申土橋之事（東洞源三郎居屋敷より未申の土橋 1 か所、代金 500 文にて 12 月 27 日掛け渡し、同日より 10 か年請負いなどにて年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	寛政三年亥十二月	1791	一紙	1
へ 217	御請負申土橋之事（定右衛門居屋敷丑寅の道通り内の土橋など 2 か所、代金 1 貫 240 文にて 12 月 27 日掛け渡し、同日より 10 か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	寛政三年亥十二月	1791	一紙	1
へ 218	御請合申土橋之事（定助前の土橋 1 か所、代金 600 文にて 9 月 3 日掛け渡し、当年より 5 か年請負い、年数内の破損は早速掛け直しにつき）	寛政四年子九月	1792	一紙	1
へ 219	御請負申井せき之事（布戸下の井堰 1 か所、代金 848 文にて大晦日に堰立て、来寅年 8 月 1 日まで田水差支え無きようにつき）	寛政五年丑十二月廿八日	1793	一紙	1

作 成	受 取	備 考
請負人宇兵衛、請人利右衛門、同断折右衛門	御料所・御私領御役人中	破損大、取扱注意、端裏「道請下□」
請負人定四郎、請人新平、同断用八	御料・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「巡礼道築証文定四郎」
請負人弥三郎、請人たれ	御料・御私領村御役人衆中	破損あり、取扱注意、端裏「割田橋請負弥三郎」
橋請負人弥三郎(印)、請人佐五右衛門(印)	御料所・御私領村御役人中	端裏「弥三郎 割田板橋請負」
請負人助右衛門(印)、同断直四郎(印)、請人染七(印)、同断曾平治(印)	御料所・御私領村御役人中	破損あり、端裏「糸ひの土大橋請負証文」
請負人松右衛門、請人たれ、同断たれ	御料所・御私領村御役人中	破損あり、取扱注意
請負人左五右衛門(印)、請人左吉(印)、同断直吉(印)	御料所・御私領村御役人中	端裏「戌年 源三郎前土橋請負左五右衛門」
請負主丈右衛門(印)、同断直四郎(印)、請人林二郎(印)、同断平次郎(印)	御料所・御私領村役人中	破損あり、取扱注意、端裏「亥年落合井せき丈右衛門直四郎証文」
請負人定四郎(印)、請人清五郎(印)	村御役人中	破損あり、端裏「土橋請 定四郎」
請負人宇吉、請人祐助	御料所・御私領村御役人中	貼紙あり
請負人宇吉(印)、請人祐七(印)	御料所・御私領村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「寛政三亥十二月土橋請負宇吉証文」
請負人忠右衛門(印)、倅金蔵(印)、同喜く蔵(印)	村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「壬子八月定助前土橋請をひ忠右衛門証文」
請負人喜久蔵、請人たれ	御料所・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「丑よりいせき証文請負人菊蔵」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ220	仕御請合証文之事（落合井堰所の下の面木板橋1か所、代金2分1匁余にて4月晦日に掛け渡し、当年より10か年請負い、年数内の破損は早速掛け渡しにつき）	寛政八辰年四月廿四日	1796	切紙	1
へ221	御請合申埋樋之事（埋樋1か所、代金3分1匁にて請負い、来る4月10日までに来るようにつき）	寛政十年午三月晦日	1798	一紙	1
へ222	御請負申土橋証文之事（糸ひの川の土橋1か所、代金1両11匁余にて11月20までに掛け渡し、同日より10か年請負い、年数内の破損は早速造作につき）	寛政十一年未十一月	1799	一紙	1
へ223	御請負申溝浚道築之事（六ノ井村・八幡村大堰道通り長さ77間、代銭2貫280文にて請負いなど、3月25日限り溝浚い道築立てにつき）	寛政十二年申三月十四日	1800	一紙	1
へ224	御請負申土橋之事（西大門先の土橋1か所、代銭424文にて3月10日までに掛け渡し、同日より10か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	享和元年西三月	1801	一紙	1
へ225	御請合申井堰之事（とうすの井堰1か所、代銭1貫349文にて来る4月25日限り堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	享和元年西三月	1801	一紙	1
へ226	御請合申井堰之事（落合井堰1か所、代金1分147文にて4月25日限り堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	享和元年西四月	1801	一紙	1
へ227	御請負申石橋之事（東洞石橋1か所、代銀3匁にて3月26日掛け渡し、同日より10か年請負い、年数内の破損は何時にても仕立てにつき）	享和二年戌三月	1802	一紙	1
へ228	御請合申井堰之事（とうす井堰1か所、代銭1貫345文にて5月7日限り堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	享和二年壬戌五月	1802	一紙	1
へ229	御請合申井堰之事（落合井堰1か所、代銭1貫583文にて5月7日限り堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	享和二年壬戌五月	1802	一紙	1
へ230	御請合井堰之事（落合井堰1か所、代金1分536文にて4月18日限り堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	享和三年亥四月	1803	一紙	1
へ231	御請負申土橋之事（字しの田辰巳の土橋1か所、代金1分にて9月20日までに掛け渡し、同日より10か年請負い、年数内の破損は早速掛け渡しにつき）	文化元年子九月十六日	1804	一紙	1
へ232	御請合申井すい之事（落合井水1か所、代銭1貫283文にて5月9日堰立て、来る8月1日まで田水差支え無きようにつき）	文化二丑五月	1805	一紙	1

作成	受取	備考
請負人銀右衛門、請人丹藏、同断与七、同断孫七	御料所・御私領村御役人中	継目剥がれ、取扱注意、貼紙あり、剥離紙あり、資料には「へ一八二」と番号記載
八幡村請負人定次郎、同村請人喜兵衛	六ノ井村・八幡村御役人中様	
請負人金藏、同断喜久藏、請人弥三兵衛、同断太吉	御料所・御私領村御役人中	貼紙あり
請負人八幡村喜代藏、同断同村左五右衛門、同断同村佐吉、同断同村与左衛門、請人同村喜平	六ノ井村・八幡村御役人中様	一部継目剥がれ
請負人新平、請人八百藏	村御役人中	端裏「橋請負証文」、墨消し箇所あり、
請負人与七（印）、右同断新平（印）、請人祐治郎（印）、右同断藤五郎（印）	御料所・御私領村御役人中	破損あり、端裏「酉堂す井堰証文 与七」
請負人藤藏（印）、請人祐吉（印）、同断茂平次（印）	御料所・御私領村御役人中	上部破損、端裏「酉落合井堰請証文 藤藏」
請負人喜代藏、請人林太郎	御料所・御私領村御役人中	破損大、取扱注意、端裏「東洞石橋請負証文案」
請負人藤藏（印）、請人祐吉（印）、同断茂平次（印）	御料所・御私領村御役人中	破損あり
請負人藤藏（印）、請人祐吉（印）、同断茂平次（印）	御料所・御私領村御役人中	
請負人俊治（印）、請人宇右衛門（印）、同断半藏	御料所・御私領村御役人中	
請負人伝右衛門、請人たれ、同断たれ	御料所・御私領御役人中	破損あり、貼紙あり、端裏書に墨消しあり
請負人時次郎、請人祐吉、同断茂平次	御料所・御私領村御役人中	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
へ 233	御請負申大橋之事（八百蔵居屋鋪戌亥の土橋 1 か所、代銭 500 文にて 11 月 10 日より 10 か年請負い、年数内の破損は何時にても掛け直しにつき）	文化二丑年十一月	1805	一紙	1
へ 234	林境之覚（西の六之井村大境に印あるにつき）	文化四年卯四月	1807	一紙	1
へ 235	覚（御普請中諸入用差引き不足残金渡しにつき）	（天保 7 年カ）申四月	1836	一紙	1
と 1	乍恐以書付奉願上候（4 月下旬より 6 月中旬までの日照り・数度のいもち虫付などにより損毛にて八幡村の検見願いにつき）	明和八年卯八月	1771	一紙	1
と 2	乍恐以書付御注進申上候（東野村・八幡村の麦作菜種とも病付き、百姓夫食に差詰り難儀につき）	安永五年申四月	1776	一紙	1
と 3	乍恐（午年より郷蔵詰めの御囲糶、摺立て仰せの処、虫喰鼠喰により新米での廻米、ならびに手当米下付など郡中惣代よりの願書）	安永五年申八月	1776	一紙	1
と 4	夫食御願人別書上帳（惣人数 579 人の内メ 415 人、去亥田畑不作にて夫食拝借願いにつき）	寛政四子二月	1792	横長	1
と 4-1	〔男女人数書付〕			切紙	1
と 4-2-1	〔人名書付〕			切紙	1
と 4-2-2	〔夫喰拝借願いにて信楽行きの件につき書状〕	二月九日		切紙	1
と 4-2-3	〔白紙〕			切紙	1
と 4-3	覚（人数・人名書付）			切紙	1
と 5	夫食代金拝借小前請取印形差上帳（メ永 14 貫 370 文、去午年凶作により夫食代金貸渡しにより、5 か年賦にて上納につき）	天明七年未二月	1787	横長	1
と 6	種糶代金拝借小前請取印形差上帳（メ永 17 貫 725 文、去午年田畑損毛にて種糶代貸渡しにより、5 か年賦にて返納につき）	天明七年未四月	1787	横長	1
と 7	夫食代金拝借小前印形差上帳（メ永 19 貫 157 文 6 分、去午年凶作にて飢者へ夫食代貸渡しにより、5 か年賦にて上納につき）	天明七年未八月	1787	横長	1
と 7-1	夫食代金拝借割付（元永 19 貫 157 文 6 分、割人数 210 人）	（天明 7 年）	1787	切紙	1

作成	受取	備考
請負人八百蔵、請人清五郎	村御役人中	破損あり、墨消し・書入れあり、端裏「定四郎」
東村長四郎	八幡村与惣治様	
上真桑村万助、下宿村民之助、嶋田村太右衛門	八幡村御庄屋中様	
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次、同断八右衛門、同断松三郎、年寄千太郎、年寄幸次郎、同断甚右衛門、百姓代孫惣、同断林太郎、同断甚蔵、同断丈右衛門、同断七左衛門、同断新七、同断弥兵衛、同断弥平次	石原清左衛門様御役所	破損あり、取扱注意、反故紙使用
東野村庄屋儀右衛門、年寄、百姓代、八幡村庄屋安次郎、年寄幸治郎、百姓代喜太郎	土山御役所	
不破、池田、安八		
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断直三郎、同断源三郎、百姓代弥平次	信楽御役所	表紙「天明六年午十二月 濃州池田郡八幡村」、反故紙使用、貼紙多数、綴り紐部分に -1 ~ -3 が括り付け
		反故紙使用
		と 4-2-1 に、と 4-2-2 ~ -3 が巻かれていた、反故紙使用
原儀右衛門	竹中与惣治様	破損甚大、取扱注意
		反故紙使用
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄茂兵衛、同断源三郎、百姓代源太郎、同断由右衛門、同断弥平次	大津御役所	破損大、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」、反故紙使用
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄茂兵衛、同断源三郎、百姓代源太郎、同断由右衛門、同断弥平次	大津御役所	破損大、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」、反故紙使用
庄屋与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄茂兵衛、同断源三郎、同断由右衛門、同断弥平次	大津御役所	反故紙使用、綴り紐部分に -1 が括り付け
		破損あり、反故紙使用

番号	表題	年代	西暦	形態	数
と8	夫食代金拝借小前請取印形差上帳（メ永3貫575文、去午年凶作にて飢者へ夫食代貸渡しにより、5か年賦にて上納につき）	天明七年未三月	1787	横長	1
と8-1	〔夫食代之内ほどこし覚・再夫食代割など書付〕	(天明7年)	1787	切紙	1
と9	年々貯夫食之覚（米・粃・稗の惣米メ22石2斗9升9合余）	(天明8年～寛政8年)	1788	横長	1
と10	貯夫食之覚（惣米メ133石1斗9升5合6夕）	(天明8年～文政5年)	1788	横長	1
と11	乍恐以書付奉願上候（貯夫食ならびに菰菑などの売払い代永の役所納入仰せの処、農業などに差支えにて免除願ひにつき）	寛政元年酉十二月	1789	一紙	1
と12	去ル寅御困糶摺立米（書上帳）	寛政八年丙辰二月	1796	横長	1
と12-1	〔与惣治不足数量書付〕	(寛政8年カ)	1796	切紙	1
と13	乍恐以書付御注進奉申上候（7月26日夜に入るまで大風雨にて、田畑とも作物吹荒れ痛みにつき）	寛政四子年七月	1792	一紙	1
と14-1	子年貯夫食書上ケ帳（貯糶5石4斗3升1合）	寛政四年子十二月	1792	横長	1
と14-2	〔子年貯夫食、貯稗3石4斗2升5合にて書上〕	寛政四年子十二月	1792	切紙	1
と15	《貯夫食書上帳》	寛政4・12	1792		
と16	丑年貯夫食書上ケ帳（貯糶5石4斗3升1合）	寛政五年丑十二月	1793	横長	1
と17	寅年貯夫食書上ケ帳（貯糶5石4斗3升1合）	寛政六年寅十二月	1794	横長	1
と18	〔 〕困糶割賦取立帳・〔 〕丑寅迄貯夫食新糶取立帳	(寛政カ) 六年十二月吉日	1794	横長	1
と19	乍恐以書付奉願上候（八幡村・東野村困糶改めの処、組合村々より遠方にて遠見願ひにつき）	寛政七乙卯年九月	1795	一紙	1
と20	御困糶御請証文（御困糶250石2斗、御廻米のうち3分通り在方御困糶仰せにつき）	寛政七卯年九月	1795	縦	1
と20-1	差上申御請証文之事（御困糶625俵2斗、御廻米のうち3分通り御困糶仰せにつき）	寛政七卯年九月	1795	一紙	1

作成	受取	備考
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄茂兵衛、同断源三郎、百姓代源太郎、同断由右衛門、同断弥平次	大津御役所	表紙破損大、表紙「濃州池田郡八幡村」、反故紙使用、綴り紐部分に-1が括り付け
八幡村		「勝野八右衛門様」など名前あり
		破損あり
		破損あり
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓代弥平治(印)	大津御役所	
		破損あり、綴り紐部分に-1が括り付け
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断源三郎(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平次(印)	信楽御役所	破損あり、取扱注意
庄屋与惣治、同断八右衛門、同断直三郎、年寄幸次郎、同断源三郎、百姓代弥三兵衛、同断弥平治	信楽御役所	表紙「是ハ丑正月六日ニ表佐村作左衛門殿へ遣ス但上り帳ハ口帳ニ而認上ル」、付紙などあり、綴り紐部分に-2が挟み込み
庄屋、年寄、百姓代	信楽御役所	と14-2は-1の綴り紐部分に挟み込み
		現在、所在不明
庄屋与惣次、同断八右衛門、同断直三郎、年寄祐介、同断忠右衛門、同断源三郎、百姓代弥三兵衛、同断弥平次	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平治(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
		破損大、取扱注意、表紙「毛附高壺石ニ付 御困糶式斗三升五合三夕 貯夫食糶壺升七合」、反故紙使用
池田郡東野村庄屋儀右衛門、年寄直左衛門、百姓代丈右衛門、同郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代弥三兵衛	多羅尾四郎右衛門様御手代福井庄八郎様	
濃州池田郡八幡村百姓代弥七、同断園七、同断弥三兵衛、年寄八右衛門、庄屋与惣治	多羅尾四郎右衛門様御手代福井庄八郎殿	破損あり、と20の綴り紐に結び文あり（と20-1）、表紙「濃州池田郡八幡村」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門、百姓代弥三兵衛	多羅尾四郎右衛門様御手代福井庄八郎殿	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
と 21	卯年貯夫食書上ケ帳(貯米2石7斗1升5合5夕)	寛政七年卯十二月	1795	横長	1
と 22	卯年貯夫食書上ケ帳(貯米2石6斗6升3合)	寛政七年卯十二月	1795	横長	1
と 23	辰年貯夫食書上ケ帳(貯米2石6斗5升8合)	寛政八年辰十二月	1796	横長	1
と 24	巳年貯夫食書上ケ帳(貯米5石3斗1升7合)	寛政九年巳十二月	1797	横長	1
と 25	貯夫食小前書上ケ帳(去午大水にて粃40石余・稗15石余を急夫食として拝借し5か年賦返納請戻しは粃8石余・稗3石余、困粃5石3斗1升7合は小前14人貯え置きにつき)	寛政十一年未十二月	1799	横長	1
と 26	酉夫食小前書上ケ帳(困粃5石3斗1升7合は小前14人貯え置きにつき)	享和元年酉五月	1801	横長	1
と 27	貯夫食小前書上ケ帳(去年の急夫食として拝借のうち去酉年返納請戻しは粃8石余・稗3石余、去酉貯粃5石3斗1升7合は小前14人貯え置きにつき)	享和二年戊四月	1802	横長	1
と 28	貯夫食小前書上帳(去年年拝借のうち去戌年返納請戻しは粃8石余・稗3石余、去戌貯粃5石3斗1升7合は小前14人貯え置きにつき)	享和三年亥三月	1803	横長	1
と 29	貯夫食小前書上帳(去亥貯粃5石3斗1升7合は小前14人貯え置きにつき)	享和四年子正月	1804	横長	1

作成	受取	備考
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平治(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平治(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平次(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥三兵衛(印)、同断弥平次	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋徳之助(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	信楽御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」「酉六月朔日上納出勤与惣治」
池田郡八幡町庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平治(印)	信楽御役所	破損あり、表紙「濃州池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	信楽御役所	破損あり、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」
池田郡八幡町庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)	信楽御役所	破損大、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
と 30	貯夫食返納書上帳（去午年の急夫食として拝借のうち去亥年返納請戻しは粃 8 石余・稗 3 石余につき）	享和四年子正月	1804	横長	1
と 31	申酉兩年貯夫食村々預請印帳	寛政二年戊五月	1790	横長	1
と 32	夫食拝借小前帳（人別貯夫食米書付）	寛政十年午六月	1798	横長	1
と 33	年々貯夫食覚帳	文化元年子十二月（～天保 5 年）	1804	横長	1
と 34	貯夫食預元帳	文化元子年（～天保 4 年）	1804	横長	1
と 35	貯夫食預元帳	文化元子年（～天保 4 年）	1804	横長	1
と 36	急破箇所帳（御料所分・御料私領立会）	文政八年酉十月	1825	横長	1
と 37	御救米御請書（当年米価高値にて金千兩御預所村々へ下し、八幡村は金 16 兩 2 分銀 6 匁余り割賦により米買付け村中へ割渡し、貸渡しの金子元利とも村高より返納につき）	天保四巳年十二月	1833	横長	1
と 38	覚（八幡村下村分、 メ 1 石 2 斗 2 升の米渡し分書上げにつき）	天保五年二月十四日配ル	1834	横長	1
と 39	米高直二付難渋之者江救米遣方覚帳	天保五年甲午二月	1834	横長	1
と 40	救米とらせ覚（ メ 10 石 5 斗 3 升）	天保五年年二月十三日	1834	横長	1
と 41	米穀高直二而池田野新田極難二付年賦金拝借仕米相調救米として米渡方覚帳	天保五年年六月十七日	1834	横長	1
と 42	池田野新田貯夫食帳之写	天保六未年二月写之	1835	横長	1
と 43	夫食代金借用証文（米高値にて夫食代金無心により、返済は当申年より 4 か年賦にて毎年 11 月晦日限り返済につき）	天保七年申七月	1836	横長	1
と 44	米高直二付御救金割賦帳（御救金 250 兩惣郡中へ御下げ、八幡村は金 4 兩 13 匁余頂戴につき）	天保七年申八月十三日	1836	横長	1
と 45	御下ケ金割賦小前帳（米高値にて惣郡へ金 250 兩下され八幡村は金 4 兩 13 匁余割当ての処、難渋者は宗門帳にて人別改め人数調べにつき）	天保七年申八月	1836	横長	1
と 46	御救金割賦帳（当年凶作にて惣郡へ御救金 200 兩下され、八幡村は金 3 兩 1 分余割当てにつき）	天保七年申十一月	1836	横長	1
と 47	熱田御困拜借割賦帳（熱田御困粃 3 石 9 斗 6 升 7 合を、人数 311 人割りにつき）	天保七年申十一月	1836	横長	1
と 48	三郷無難難渋者取調帳（与惣次ら村役人 6 人立会い相談の上、無難・中難・難渋・極難に仕分けにつき）	天保八年酉正月十七日	1837	横長	1
と 49	三郷難渋者取調帳（3 か村合計 172 軒の内、無難 47 軒・中難 34 軒・難渋 44 軒・極難 47 軒につき）	天保八年酉正月十七日	1837	横長	1

作 成	受 取	備 考
池田郡八幡村庄屋与惣治（印）、同断次五平（印）、同断辰右衛門（印）、年寄祐助（印）、同断）金蔵（印）、同断八右衛門（印）、百姓代弥平次（印）	信楽御役所	破損大、取扱注意、表紙「濃州池田郡八幡村」
		付紙あり、苳菰縄代永村々大積割合の書付あり
		破損あり
八幡村扣		破損あり
八幡村		破損あり
八幡村		綴じ紐部分に結び文 2 枚あり、結び文には押印あり
		破損あり
		貼紙あり
与惣次		
		「米高直難渋二付」とあり
与惣次扣		
与惣次扣		
為吉（印）、文右衛門（印）、平右衛門（印）、ほか 60 人	村御役人衆中	破損あり、取扱注意
		破損あり、取扱注意
		貼紙あり
		破損あり
		破損大、取扱注意、『岐阜県史 史料編近世八』pp.520～524 に収載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
と 50	御国恩金御差下之分割渡方書上帳（文化年中差上げの御国恩金のうち5分通り、村方極難者への救金につき）	天保八年酉五月	1837	横長	1
と 51	乍恐以書付奉願上候（近来の凶作・飢饉時の御救いにて百姓相続の処、昨年来相応の年柄にて冥加米75俵上納願いにつき）	天保十一子年十二月	1840	横長	1
と 52	御冥加米・御救米村別覚帳	天保十四年卯十二月	1843	横長	1
と 53	惣郡村々御救米御割賦帳（御救米1,200俵差下げにて早速金子渡しにつき）	（天保15年）辰三月十四日	1844	横長	1
と 54	乍恐以書付奉願上候（当年日々連雨・大風雨・急洪水にて小麦・大小豆・茶・柿など出来劣り畑方年貢引き、組合村々願いにつき）	万延元庚申年九月	1860	一紙	1
と 55	御詫頼一札之事（下宿村の儀、去去年入水にて5か年済にて拝借し返納年限中にて難渋し、夫食拝借割渡し無く大勢にて城下へ罷り越し一件、吟味につき）	万延元年申十二月	1860	縦	1
と 56	樅の木カヤリ覚書（大風雨により長さ18間の樅が二つに折れるにつき見舞者名書付）	文久二戌年八月廿三日	1862	横半	1

作 成	受 取	備 考
池田郡八幡村庄屋与惣次（印）、同断次五平（印）、同断辰右衛門（印）、年寄治吉、同断弥三兵衛（印）、同断八右衛門（印）、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	破損あり、表紙「池田郡八幡村」
芦敷村庄屋平八、西秋沢村庄屋安右衛門、岩崎村庄屋俊次、東粟野村庄屋策十郎、八幡村庄屋与惣次、東野村庄屋茂左衛門、青野村庄屋卯兵衛、今須村庄屋三左衛門、宮代村庄屋話兵衛、綾戸村庄屋卯平次、同断条助、五日市村庄屋忠蔵	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、「十二月三日出願」とあり、『岐阜県史 史料編近世八』pp.526～527に収載
竹中扣		
八幡村与惣次、楡俣村富右衛門、芦敷村平八、下真桑村治郎左衛門	大垣御預御役所	表紙「天保十五年辰三月 竹中与惣次控」
不破郡今須村百姓代兵内（印）、庄屋七郎兵衛（印）、同断三左衛門（印）、同郡松尾村百姓代兼三郎（印）、庄屋多三郎（印）、同郡野上村百姓代為右衛門（印）、年寄文吉（印）、庄屋誠太郎（印）、同郡宮代村百姓代五平（印）、庄屋三五右衛門（印）、同断弥右衛門（印）、同郡垂井村百姓代彦作（印）、年寄松兵衛（印）、同断甚吾（印）、庄屋十郎兵衛（印）、同郡府中村百姓代藤三良（印）、同断徳右衛門（印）、年寄久兵衛（印）、庄屋惣吉（印）、同断義作（印）、池田郡八幡村庄屋竹中政之丞（印）、同断浅右衛門（印）、年寄喜作（印）、同断仙助（印）、百姓代市郎兵衛（印）、同郡東野村百姓代重右衛門（印）、年寄和治右衛門（印）、同断仁左衛門、庄屋善助、同郡池田野新田百姓代半右衛門（印）、年寄勘右衛門（印）、庄屋文左衛門（印）	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり
市左衛門、円右衛門、定蔵、ほか31人	郡中御惣代衆中、御兼帯彦内殿、岩崎村俊司殿、西結村祝平殿、下真桑村三右衛門殿	

番号	表題	年代	西暦	形態	数
と 57	貯夫食拝借返納仕訳書（村出穀貯夫食貸渡し分、去酉より午迄 10 か年賦返納書面割合の通りにつき）	(文久 2 年) 戌二月十四日	1862	縦	1
と 58	乍恐以書付奉願上候（八幡村御田夫食米の儀、昨冬改めを受け郷蔵詰めの処、当夏照り続き虫入りの程も計りがたく郷蔵封印解き願ひにつき）	(安政 6 年カ) 未八月	1859	一紙	1
と 59	乍恐以書付奉願上候（八幡村貯夫食の儀、当春以来雨天続きなどにて腐り、欠減心配にて封印解き願ひにつき）	(万延元年カ) 申七月	1860	一紙	1
と 60	救米渡方（難渋者覚、惣ノ 104 軒）	(天保 7 年) 申十二月廿七日	1836	横長	1
と 61	覚（金 25 両、貯夫食払代金預りにて、追って差下げにつき）	酉八月三日		切紙	1
と 62	〔申年冬より村方難渋之者へ施米志覚帳〕	(天保 7 年)	1836	横長	1
と 63	〔田圃覚帳〕	(天明 8 年～享和 3 年)	1788	縦	1
と 64	〔東野・新田分米覚帳〕			横長	1
と 65	〔施米札に來人覚〕	(2 月 13 日～ 18 日)		一紙	1
と 66	薬方集			横半	1
と 67	塩田村難渋者書付覚（米・麦・大豆・小豆・粳・いもなど、その他食事になる品何なるとも願ひ上げにつき）	(天保 5 年以降カ～)	1834	一紙	1
と 68	凶作難渋之者へ救米渡し方覚（家数 31 軒、ノ 8 斗 6 升 5 合）	天保七申年十二月十五日	1836	横長	1
と 69	難渋之者へ救米渡方覚（ノ 2 石 4 升 4 合）	天保七年十二月廿七日	1836	横長	1
と 70	〔村方難渋之者へ救米出方覚ならびに上村・下村・西江渡救米渡方覚帳〕	(天保 7 年冬～ 8 年)	1836	横長	1
と 71	難渋之者へ救米渡方覚（ノ 1 石 8 斗 7 升）	天保八酉正月廿一日	1837	横長	1
と 72	〔難渋者名覚書〕	(天保 8 年カ) 酉二月十五日取調	1837	横長	1
と 73	難渋之者へ救米渡方覚(上村ノ 1 石 8 斗 8 升 5 合)	天保八酉二月十七日	1837	横長	1
と 74	難渋之者へ救米渡方覚(上村ノ 1 石 8 斗 8 升 5 合)	天保八酉三月廿三日	1837	横長	1
と 75	難渋之者へ救米遣之覚（上村ノ 9 斗 8 升）	(天保 8 年) 酉四月朔日渡し	1837	横長	1
と 76	難渋之者へ救米渡方覚（ノ 9 斗 8 升 5 合）	天保八酉四月十一日	1837	横長	1
と 77	難渋之者へ救米渡方覚（ノ 8 斗 4 升 5 合）	天保八酉年四月十一日	1837	横長	1
と 78	難渋之者へ救米渡方覚（上村 9 斗 8 升 5 合）	天保八酉四月廿一日	1837	横長	1
と 79	難渋者へ救米渡方（ノ 1 石 7 斗 8 升 5 合）	天保八酉年五月九日	1837	横長	1
と 80	極難之者・難渋之者覚（ノ 30 人、金 3 分 2 朱）	(天保 8 年カ) 酉六月三日渡方	1837	横長	1
と 81	三月廿八日寄合取調覚（合 185 人、米ノ 1 石 5 斗 2 升 5 合）	(天保 8 年カ) 三月廿八日	1837	横長	1
と 82	難渋者へ救米渡方覚（3 郷合 9 斗 7 升、3 ヶ村差引 3 俵 1 斗 7 合、村高より足米）	天保八酉年七月十七日立合取調	1837	横長	1

作成	受取	備考
大垣御預役所(印)	右（一木、上磯、大衣斐、西方、志名、島、池田野新田、東野、八幡）村々役人	
八幡村庄屋政之丞、年寄喜作	大垣御預御役所	
八幡村庄屋竹中政之丞、年寄喜作、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	
大垣御預役所(印)	八幡村	端裏貼紙「酉八月三日 貯夫食代之内金貳拾五両御役所御受取書 夫錢之品」
		破損甚大、取扱注意
		破損あり、取扱注意
		破損あり、取扱注意
		「御国恩金為救引渡取調」とあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
と 83	御届申一札之事（昨夜祐吉方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札を届け、以後火元入念用心につき）	天明八年申二月廿三日	1788	一紙	1
と 84	差出申一札之事（昨夜左五右衛門方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札差出し、以後火元入念用心につき）	寛政三亥年三月九日	1791	一紙	1
と 85	差出申一札之事（昨夜左五右衛門方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札差出し、以後火元入念用心につき）	寛政三亥年三月九日	1791	一紙	1
と 86	御届ケ申一札之事（昨夜藤吉方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札差出し、以後火元入念用心につき）	寛政三年亥十月五日未明	1791	一紙	1
と 87	御届申一札之事（昨夜七左衛門後家ちら方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札差出し、以後火元入念用心につき）	寛政四年子二月十四日	1792	一紙	1

作 成	受 取	備 考
本人祐吉、証人茂平次、同断時治郎、同断源内後家、同断藤吉、同断勘三郎、同断曾平次、同断平次郎、同断喜右衛門、同断孫惣、同断其七後家、同断清三郎、同断芳広、同断左右衛門後家、同断権太郎、同断丈七後家	村御役人中	破損あり、端裏「天明八申二月廿二日夜直四郎出火書付」、書込み・貼紙あり
左五右衛門、三右衛門、源太郎、市三郎、幸次郎、左吉、磯右衛門後家こん、左平、丈右衛門、林左衛門、円吉、直吉、林太郎、与三衛、未之助、喜太夫後家しけ、喜三郎妹ゆり、林次郎、谷五郎	村御役人中	と 35 の案文カ
左五右衛門（印）、三右衛門（印）、源太郎（印）、市三郎（印）、幸次郎（印）、左吉（印）、磯右衛門後家こん（印）、左平（印）、丈右衛門（印）、林左衛門（印）、円吉（印）、丞吉（印）、林太郎（印）、与三衛（印）、未之助（印）、喜太夫後家しけ（印）、喜三郎跡妹ゆり（印）、林次郎（印）、谷五郎（印）	村御役人中	端裏「出火左五右衛門」
本人藤吉（印）、証人茂平治（印）、同断時治郎（印）、同断源内後家（印）、同断直四郎（印）、同断勘三郎（印）、同断曾平次（印）、同断平次郎（印）、同断喜右衛門（印）、同断孫惣（印）、同断其七後家（印）、同断清三郎（印）、同断芳広（印）、同断左右衛門後家（印）、同断権太郎（印）、同断丈七後家（印）	村御役人中	
本人七左衛門後家ちら（印）、証人組内友助（印）、同断忠治郎（印）、同断源弥（印）、親類喜平次（印）、同断芳広（印）、同断喜左衛門（印）、同断忠兵衛（印）、証人源蔵（印）、同断七右衛門（印）、同断久右衛門（印）、同断利惣治娘ひさ（印）、同断半七（印）、同断紋吉（印）、同断仁助（印）	村御役人中	端裏「寛政四子二月十三日夜七左衛門方出火中屋敷中より一札」

番号	表題	年代	西暦	形態	数
と 88	御注進申書付之事（昨夜七左衛門後家ちら方灰入瓶より出火の処、消し留めにて届け、以後火元用心厳しくし、五人組・隣家相互に火元用心につき）	寛政四年子三月	1792	一紙	1
と 89	御注進申書付之事（昨夜七左衛門後家ちら方灰入瓶より出火の処、消し留めにて届け、以後火元用心厳しくし、五人組・隣家相互に火元用心につき）	寛政四年子三月	1792	一紙	1
と 90	御届申一札之事（昨夜源太郎方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札届け、以後火元入念用心につき）	寛政四年子十月廿日	1792	一紙	1
と 91	御注進申書付之事（昨夜用八後家きん方灰入瓶より出火の処、消し留めにて届け、以後火元用心厳しくし、五人組・隣家相互に火元用心につき）	寛政五年丑七月廿日	1793	一紙	1
と 92	御届出申一札之事（昨夜祐吉方灰入瓶より出火の処、消し留め類焼無きにて、組内親類屋敷一同連判一札届け、以後火元入念用心につき）	寛政六年寅十月廿日	1794	一紙	1
と 93	御注進申書付之事（昨夜未之助方灰入瓶より出火の処、消し留めにて届け、以後火元用心厳しくし、五人組・隣家相互に火元用心につき）	寛政七年卯正月十二日	1795	一紙	1

作成	受取	備考
七左衛門後家ちら（印）、友助（印）、源蔵（印）、源弥（印）、喜平次（印）、七右衛門（印）、忠兵衛（印）、紋吉（印）、忠治郎（印）、利三治跡娘ひさ（印）、久右衛門（印）、半七後家そよ（印）、友七、二助（印）、隣家用吉（印）	村御役人中	端裏「寛政四子三月 夜七左衛門方出火中屋敷中より札」
七左衛門後家ちら、友助、源弥、喜平次、源蔵、七右衛門、忠兵衛、紋吉、忠治郎、利三治跡娘ひさ、久右衛門、半七後家そよ、友七、二助、隣家用吉	村御役人中	と 88 の案文カ
本人源太郎（印）、証人林太郎（印）、同断左五右衛門（印）、同断幸次郎（印）、同断丈右衛門（印）、同断磯右衛門後家（印）、同断円吉（印）、同断左吉（印）、同断市三郎（印）、同断直吉（印）、同断三右衛門（印）、同断林次郎（印）、同断未之助（印）、同断喜太夫後家（印）、同断与三兵衛（印）、同断左平（印）、同断林左衛門子（印）、同断喜三郎妹（印）	村御役人中	破損あり、取扱注意、端裏「壬子十月廿日源太郎出火書付」
用八後家きん（印）、新平（印）、惣右衛門（印）、藤五郎（印）、甚六後家（印）、清五郎（印）、孫九郎（印）、浅七後家（印）、七郎治（印）、定四郎（印）、用吉（印）、栄松寺（印）	村御役人中	端裏「寛政五丑七月廿日夜用八出火書付」
祐吉（印）、茂平次（印）、時治郎（印）、源内後家（印）、藤吉（印）、勘三郎（印）、曾平次（印）、平次郎（印）、喜右衛門（印）、孫惣（印）、其七後家（印）、清三郎（印）、芳広（印）、左右衛門後家（印）、権太郎（印）、丈七後家（印）	村御役人中	破損あり、端裏「甲寅十月十九日夜祐吉出火一札」
東洞未之助（印）、半兵衛（印）、喜兵衛後家しけ（印）、林次郎（印）、丈右衛門（印）、孫次郎（印）、円吉（印）、直吉（印）、佐五右衛門（印）、三右衛門後家きん（印）、源太郎（印）、市三郎（印）、幸次郎後家みき（印）、左吉（印）、左平（印）、林太郎（印）、与三兵衛（印）	村御役人中	端裏「乙卯正月十一日夜未之助出火一札」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
と 94	御注進申書付之事（昨夜未之助方灰入瓶より出火の処、消し留めにて届け、以後火元用心厳しくし、五人組・隣家相互に火元用心につき）	寛政七年卯正月十二日	1795	一紙	1
と 95	[難渋者取調覚]			一紙	1
ち 1	紀州様御通行別勘定割賦（掛銀書付）	（天保元年）寅閏三月	1830	一紙	1
ち 2	[5 か村割賦勘定書付]	寅七月		横長	1
ち 3	垂井宿増助郷一件日記（中山道垂井宿助郷の表佐村ほか 8 か村難渋にて近日村柄見分の処、難渋の筋あらば箇条書を見分先へ出すよう仰せにつき）	文政元年寅八月廿七日	1818	横半	1
ち 4	乍恐以書付御願奉申上候（中山道垂井宿助郷年儀にて、八幡村方へ増助郷仰せの処、難渋にて免除願ひにつき）	文政元年寅八月	1818	一紙	1
ち 5	乍恐以書付奉願上候（中山道垂井宿助郷難渋にて増助郷仰せ江戸役人近日村柄見分の処、困窮にて村借などにより年貢上納にて、新規助郷赦免願ひ江戸表へ歎願したく添状下付願ひにつき）	文政元寅年八月	1818	一紙	1
ち 6	垂井宿増助郷一件諸用留	文政元戌寅年九月	1818	縦	1
ち 7	垂井宿助郷一件諸用留	文政元戌寅年十月	1818	縦	1
ち 8	乍恐以書付奉願上候（中山道垂井宿助郷の表佐村ほか 8 か村難渋申立て、八幡村ほか 22 か村へ新規加助郷仰せの処、難渋にて赦免願ひにつき）	文政元寅年十月	1818	一紙	1
ち 9	垂井宿加助郷一件諸入用割賦帳	文政二年卯四月十七日より十九日迄	1819	横長	1
ち 10-1	垂井宿加助郷再発願書留（中山道垂井宿助郷村々難渋にて去寅年加助郷仰せにより江戸表へ歎願し、加助郷無きの処、今般江戸役人助郷村取調べにて新規加助郷免除願ひにつき）	文政四辛巳年九月	1821	縦	1
ち 10-2	垂井宿加助郷再発願書留（中山道垂井宿助郷村々難渋にて去寅年加助郷仰せにより江戸表へ歎願し、加助郷無きの処、今般江戸役人助郷村取調べにて新規加助郷免除願ひにつき）	文政四辛巳年九月	1821	縦	1

作 成	受 取	備 考
東洞末之助、半兵衛、喜兵衛後家しけ、林次郎、丈右衛門、孫次郎、円吉、直吉、佐五右衛門、三右衛門後家きん、源太郎、市三郎、幸次郎後家みき、佐吉、左平、林太郎、与三兵衛	村御役人中	端裏は墨消し、貼紙あり、と 93 の案文カ
		破損あり
八幡村		綴じ穴跡あり、貼紙（紀州様御入用出金覚）あり
八幡村		
与惣次扣		
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋与惣次、同断次五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断八右衛門、百姓代沢右衛門	立石清太夫様、山岡兵平様	貼紙・墨消し多数、下書きカ
八幡村庄屋与惣次、東野村庄屋茂左衛門、根古地村庄屋甚兵衛、横屋村庄屋孫九郎、福束村庄屋助右衛門、里村庄屋安右衛門、南波村庄屋儀左衛門、楡俣村庄屋富右衛門、大藪村庄屋利平次、楡俣新田又三郎	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
八幡村与惣次治扣		ち 6・ち 7 は袋一括、袋「文政元年寅九月 垂井宿増助郷一件書類入 八幡村与惣次」
八幡村庄屋与惣次治扣		表紙貼紙「此扣者八右衛門江戸下り之節写遣候分」
戸田采女正御預所美濃国池田郡八幡村惣代庄屋八右衛門（印）	道中御奉行所様	破損あり、取扱注意、端裏「垂井助郷一件願書文政元寅十月廿六日道中御奉行様掛原主計頭様江差上願書 助郷一件御取用無之二付卯二月十九日御差下ケ相成候」、控カ
与惣次扣		
東野村庄屋茂左衛門、八幡村同断与惣次、福束村同断助右衛門、横屋村同断孫九郎、根古地村同断甚兵衛、南波村同断儀左衛門、里村同断安右衛門、楡俣村同断富右衛門、同新田同断藤兵衛、大藪村同断勘四郎	大垣御預御役所	
八幡村与惣治扣		ち 10-1 と同内容、江戸役人の移動日程など書付あり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
ち 11	乍恐以書付奉願上候（中山道垂井宿助郷村々難渋にて去寅年加助郷仰せにより江戸表へ歎願し、加助郷無きの処、今般江戸役人助郷村取調べにて新規加助郷免除願ひにつき）	（文政 4 年）巳九月	1821	縦	1
ち 12	差上申御請証文之事（中山道垂井宿助郷村々難渋にて加助郷の儀、差村々惣代出府し免除愁願し、加助郷無きの処、今般江戸役人助郷村取調べにて新規加助郷免除願ひ差し戻しにつき）	（文政 4 年）巳十月	1821	縦	1
ち 13	助郷差村々御請証文（助郷差村にて村柄見分時の旅宿に村入用多く掛らぬよう、村柄見分の節は有体案内するなどの仰せ付け、一同承知につき）	（文政 4 年）巳十一月	1821	縦	1
ち 14	乍恐以書付奉願上候（中山道垂井宿への加助郷の儀、江戸役人村々見分仰せの処、延引になるとも、加助郷免除を奉行所へ歎願により添翰下付願ひにつき）	（文政 4 年）巳十二月	1821	縦	1
ち 15	加助郷一件願書扣（中山道垂井宿への新規加助郷の儀、江戸役人村柄見分の間、難渋の訳 21 箇条認めにて免除願ひにつき）	（文政 4 年）巳十二月	1821	縦	1
ち 16	加助郷一件御歎願（中山道垂井宿への新規加助郷の儀、江戸役人村柄見分の間、難渋の訳 16 箇条認めにて免除願ひにつき）	文政四年巳十二月	1821	縦	1
ち 17	〔大垣御預役所へ差上げの加助郷免除の歎願書奥書下書〕	文政四年巳十二月	1821	縦	1
ち 18	日記御用留之覚（中山道垂井宿への加助郷免除願ひなど書付）	文政五年正月十九日より江戸着より	1822	横半	1
ち 19	加助郷一件願書写（中山道垂井宿への加助郷免除願ひにつき）	文政五年正月	1822	縦	1

作成	受取	備考
東野村、八幡村、横屋村、根古地村、福束村、南波村、里村、楡俣村、同新田、大藪村、右村々惣代八幡村庄屋与惣次、福束村同断助右衛門、楡俣村同断富右衛門、同新田同断藤兵衛、南波村同断儀左衛門、根古地村同断小左衛門	大垣御預御役所	「九月十二日 与惣次扣」とあり
東野村茂左衛門、八幡村与惣次、横屋村孫九郎、根古地村甚兵衛、福束村助右衛門、南波村儀左衛門、里村安右衛門、楡俣村富右衛門、楡俣新田藤兵衛、大藪村勘四郎	大垣御預御役所	「十月十四日 与惣次扣」とあり
戸田采女正御預所美濃国安八郡福束村庄屋唯治、南波村庄屋勘右衛門、里村庄屋吉左衛門、楡又村庄屋鉄五郎、同新田庄屋藤兵衛、大藪村庄屋利平次、八幡村庄屋与惣次、東野村庄屋茂左衛門、村々有之	中尾卯吉殿、宇佐美津右衛門殿	破損あり、表紙「与惣次扣」
池田郡八幡村庄屋与惣次、同断次五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断八右衛門、百姓代沢右衛門、池田郡東野村庄屋茂左衛門、年寄判左衛門、百姓代丈右衛門	大垣御預御役所	「与惣次扣」「右十二月廿九日土浦様へ上ル」とあり
池田郡八幡村庄屋与惣次、同断次五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断八右衛門、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
池田郡東野村庄屋茂左衛門、同断友之丞、年寄彦次郎、同断判左衛門、百姓代丈右衛門	大垣御預御役所	表紙「東野村」
池田郡八幡村庄屋与惣治、同断次五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断八右衛門、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	表紙朱書「文政四巳年十二月御預役所江差上候奥書下書」「イ印」、表紙「助郷一件歎願御出郷先江差上可申与文政四巳十二月相認候処、御役人様御引取二付右歎願ニ此奥書之通相認御預御役所江差上候処、御奉行所様へ被仰上被下置候得共、御取用無之御差下ニ相成候下書」、ち 15 の一部と同内容
戸田采女正御預所美濃国池田郡東野村庄屋茂左衛門、同断友之丞、年寄彦次郎、同断判左衛門、百姓代丈右衛門、右五人惣代八幡村庄屋次五平	道中御奉行所様	破損あり、白紙貼付多数、下書きカ

目 録 (所在確認分)

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は 64	青墓村一件(村懸り金・質物金・頼母子金・相對金など書付)	文政十一子年二月吉日	1828	横半	1
に 124	御裏印金貸附勘定帳	文政四年巳十一月(～天保4年)	1821	横本	1
に 125	惣郡御裏印金高村別組分帳	天保十年亥十一月	1839	横長	1
に 126	郡中諸用留	(天保12年)丑十月□□(～天保13年10月)	1841	横本	1
に 127	丑年御検見御休泊割・出勤雑用・定例臨時高割郡々引分帳	天保十二年十月	1841	横長	1
に 128	郡中金銀請取并諸用覚帳	天保十二辛丑年十一月吉日	1841	横長	1
に 129	丑年御糶米桑名諸入用并郡中諸入用仮割・御廻米端米代限割郡々引分帳	天保十三年寅六月	1842	横長	1
に 130	丑年出張所入用割・雑用頭割・定例臨時高割・御廻米割・両御糶割・納入用差引諸勘定取調帳	天保十三年寅九月 日	1842	横長	1
に 131	郡中金銀出入帳	天保十三年寅十月吉日	1842	横長	1
に 132	従丑十月寅十月迄三番西組諸入用勘定帳	天保十三歳寅十月	1842	横長	1
に 133-1	御糶米江戸納方請負証文之事(御糶米800石1艘の積りにて勤めにつき)	天保十二丑年十一月	1841	一紙	1
に 133-2	[惣郡十月割・熱田笠松御詰糶拝借返納糶代金、一緒に仮割し廻文出し、今日村当り分差上げにて改め願ひなどにつき書状]	(天保12年)十二月十五日	1841	切紙	1
に 133-3	覚(国役普請の儀、金高多く1か年に取立ては村々難渋にて、亥年分は子年より5か年賦、子年分は丑年より4か年賦にて取立て、村別割賦書付)	(天保12年)十二月十日	1841	切紙	1
に 133-4	[年始御礼・御目見方の衣類の儀につき廻文]	(天保12年)十二月六日	1841	切紙	1
に 133-5	奉差上御受書之覚(御目見者の年始御礼時の着服の儀、格別の儉約により綿服につき)	(天保12年)丑十二月	1841	切紙	1
に 133-6	覚(銀14匁余、熱田・笠松御蔵番賃役所へ上納につき)	(天保12年)十一月十一日	1841	一紙	1
に 133-7	[村々入口出口・村役人門前に建置く浪人・御免勸化以外の諸勸化不可の定杭文面書付]	(天保12年～13年)	1841	切紙	1

作 成	受 取	備 考
与惣次扣		
八幡村与惣次扣		破損あり、取扱注意、資料には「に八九」と番号記載
惣代与惣次扣		破損あり、取扱注意、資料には「に九十」と番号記載
三番西組八幡村与□□□(惣次扣カ)		破損あり、取扱注意、資料には「に九一」と番号記載
割元竹中与惣次扣		表紙「附笠松・熱田返納糶割」、資料には「に九二」と番号記載
三番西組割元与惣次扣		破損あり、資料には「に九三」と番号記載
割元与惣次扣		資料には「に九四」と番号記載
三番西組割元与惣次扣		資料には「に九五」と番号記載
三西割元与惣次		資料には「に九六」と番号記載
割元八幡村与惣次		破損あり、資料には「に九七」と番号記載
壹番組本巢郡美江寺村請負庄屋万平(印)、同村庄屋卯平(印)、同村年寄孫□郎(印)、右組証人十五条村庄屋善平(印)、長屋村庄屋平左衛門(印)、貳番組本巢郡下穂積村請負庄屋一郎左衛門(印)、同村年寄孫八(印)、同断義七(印)、右組証人上穂積村庄屋広次(印)、前野村庄屋弥十郎(印)	御割元中様	に133-1～-12まで包紙・こより紐一括、に133-1～-5までこより紐一括
日比東弥	竹中与惣次様	
大垣御預役所右村々割元		端裏「十二月十日夜出来写」
八幡村割元与惣次	垂井村、宮代村、松尾村、今須村、野上村、府中村、池田野新田、東野村、八幡村右村々御庄屋中様	
八幡村与惣次、下真桑村次郎左衛門、楡俣村富右衛門、下真桑村藤右衛門、表佐村藤七	大垣御預御役所	
月番割元平之丞(印)	八幡村与惣次様へ	133-6～-12までこより紐一括
		一部継目剥がれ

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に 133-8	覚（金 29 両余、御札代金請取りにつき）	（天保 12 年）丑十一月十九日	1841	切紙	1
に 133-9	覚（大垣藩預所組合村別金高書付）	（天保 12 年～ 13 年）	1841	切紙	1
に 133-10	〔惣郡割金の差引残金改め願いなどにつき書状〕	（天保 12 年～ 13 年）拾月十八日	1841	切紙	1
に 133-11	〔先月下旬より郡中仮割儉約取締請書一件・廻米一件ほか別紙写帳請取りなどの件につき書状〕	（天保 13 年カ）七月四日	1842	切紙	1
に 133-12	覚（使い・酒肴・草履・足袋代銀など受取りにつき）	（天保 13 年）とら七月	1842	一紙	1

作 成	受 取	備 考
平野屋甚蔵（印）	三西組御割元竹中与惣次様	
河地三左衛門	竹中与惣次様	
若山耕右衛門	竹中与惣治様	破損あり、取扱注意
ひらのや甚蔵	三西組御割元衆様	綴じ穴跡あり

編集後記

八幡村竹中家文書目録は4冊目となりました。刊行にご尽力していただいた方々に感謝申し上げます。かなり整理を進めてきたように思っておりましたが、まだ4割にも到達しておりません。すべての史料の目録化には、かなりの時間がかかると思いますが、これからもご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。(中尾)

ご協力・ご教示いただいた方々(敬称略)

岐阜県歴史資料館 入江康太
岐阜市歴史博物館 望月良親

本目録の担当

監修 人見佐知子
編集・執筆 中尾喜代美
編集補助 山田美由紀

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(10)

美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録(4)

発行日 2018年3月26日

編集 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>

Tel: 058-293-3323 または 2312

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

発行者 岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

印刷 日本印刷株式会社